

平成26年 10月 7日開会

平成26年 10月31日閉会

# 志太広域事務組合議会

## 10月定例会会議録

志太広域事務組合議会

平成26年10月志太広域事務組合議会定例会目次

会期及び会期中日程	1
第1日 10月7日(火曜日)	
1. 出席議員	3
2. 出席説明員	4
3. 議事日程(第1日目)	5
4. 開会	6
5. 開議	6
6. 新組合議員の紹介	6
7. 議席の指定	7
8. 会議録署名議員の指名	7
9. 諸般の報告	7
10. 会期の決定	7
11. 第14号議案から第17号議案まで4議案一括上程	
(1)提案理由の説明	8
(2)補足説明	9
(3)質疑	
なし	10
(4)討論	
なし	10
(5)採決	
ア、第14号議案(賛成総員・可決)	10
イ、第15号議案(賛成総員・可決)	11
ウ、第16号議案(賛成総員・可決)	11
エ、第17号議案(賛成総員・可決)	11
12. 認第1号から第13号議案まで3議案一括上程	
(1)提案理由の説明	11

13. 散会	.....13
--------	---------

第2日 10月31日（金曜日）

1. 出席議員	14
2. 出席説明員	15
3. 議事日程（第2日目）	16
4. 開議	17
5. 一般質問	
ア、片野伸男議員	17
イ、天野正孝議員	24
ウ、杉山猛志議員	32
エ、石井通春議員	38
オ、松本修藏議員	45
6. 認1号議案から第13号議案まで4議案一括上程	
(1) 質議	
なし	51
(2) 討論	
ア、片野伸男議員	52
イ、岡村好男議員	53
(3) 採決	
ア、認第1号（賛成多数・可決）	54
イ、認第2号（賛成総員・可決）	55
ウ、第13号議案（賛成総員・可決）	55
7. 閉議・閉会	55
付録	
発言通告書及び発言要旨	57

平成26年10月志太広域事務組合議会定例会会期及び会期中日程

1. 10月定例会会期 10月7日（火）から10月31日（金） 25日間

2. 会期中日程

月 日	曜日	会議種別等の内容
10月7日	火	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会運営協議会（午前9時20分～）</li> <li>・議員全員協議会（午前9時40分～）</li> </ul> 本会議第1日 ○開会・開議、会期決定 ○議案上程、提案理由説明、補足説明、質疑、討論、採決（4議案） ○議案上程、提案理由説明（3議案） ・議員全員協議会（本会議終了後）
10月8日	水	休会
9日	木	休会
10日	金	休会（一般質問・質疑通告期限：正午）
11日	土	休日
12日	日	休日
13日	月	体育の日
14日	火	休会
15日	水	休会
16日	木	休会
17日	金	休会
18日	土	休日
19日	日	休日
20日	月	休会
21日	火	休会
22日	水	休会
23日	木	休会
24日	金	休会
25日	土	休日
26日	日	休日

27日	月	休会
28日	火	休会
29日	水	休会
30日	木	休会
31日	金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会運営協議会（午前9時20分～）</li> <li>・議員全員協議会（午前9時40分～）</li> </ul> 本会議第2日 <ul style="list-style-type: none"> <li>○開議、一般質問</li> <li>○議案上程、質疑、討論、採決（3議案）</li> <li>○閉議・閉会</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議員全員協議会（本会議終了後）</li> </ul>

# 第 1 日 目

1 0 月 7 日 (火曜日)

○出席議員（16人）

1番	大石保幸	議員	（藤枝市議会議員）
2番	石井通春	議員	（藤枝市議会議員）
3番	鈴木繁雄	議員	（焼津市議会議員）
4番	鈴木正志	議員	（焼津市議会議員）
5番	萩原麻夫	議員	（藤枝市議会議員）
6番	杉山猛志	議員	（藤枝市議会議員）
7番	押尾完治	議員	（焼津市議会議員）
8番	鈴木浩己	議員	（焼津市議会議員）
9番	天野正孝	議員	（藤枝市議会議員）
10番	岡村好男	議員	（藤枝市議会議員）
11番	松本修藏	議員	（焼津市議会議員）
12番	石田善秋	議員	（焼津市議会議員）
13番	水野明	議員	（藤枝市議会議員）
14番	片野伸男	議員	（焼津市議会議員）
15番	藪崎幸裕	議員	（藤枝市議会議員）
16番	石田昭夫	議員	（焼津市議会議員）

○欠席議員（なし）



○出席説明員

管 理 者	中 野 弘 道	(焼津市長)
副 管 理 者	北 村 正 平	(藤枝市長)
看護専門学校長	原 宏 介	
事 務 局 長	宮 崎 毅	
消 防 長	鳥 居 良 貴	
消 防 次 長	西 尾 正 巳	

---

○監査委員 良 知 芳 和

---

○職務のため出席した職員

書 記 長	松 下 典 生	(焼津市議会事務局長)
書 記	藪 内 正 記	(焼津市議会事務局庶務課長)
書 記	石 上 睦 彰	(焼津市議会事務局総務担当兼議事担当主幹)
書 記	片 瀬 能 彰	(焼津市議会事務局庶務担当係長)
書 記	長谷川 貴 紀	(焼津市議会事務局庶務担当主査)
書 記	長 井 直 美	(焼津市議会事務局議事担当主査)

平成26年10月志太広域事務組合議会定例会議事日程（第1日目）

日時／平成26年10月7日（火）午前10時開議

場所／藤枝市岡部支所3階 議場

- 第1 議席の指定
- 第2 会期の決定
- 第3 第14号議案 平成26～29年度新斎場建設工事（建築工事）請負契約の締結について
- 第4 第15号議案 平成26～29年度新斎場建設工事（電気設備工事）請負契約の締結について
- 第5 第16号議案 平成26～29年度新斎場建設工事（空調設備工事）請負契約の締結について
- 第6 第17号議案 平成26～29年度新斎場建設工事（衛生設備工事）請負契約の締結について  
(4議案一括上程、提案理由の説明、補足説明、質疑、討論、採決)
- 第7 認 第 1 号 平成25年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 第8 認 第 2 号 平成25年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第9 第13号議案 平成26年度救助工作車Ⅲ型購入契約の締結について  
(3議案一括上程、提案理由の説明、散会)

◎本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

午前10時00分開会

○議長（石田昭夫議員） 皆様、御苦労さまでございます。

その前に、このたびの御嶽山の災害につきましては、今なお行方不明者もおられますけれども、心からお悔やみを申し上げたいと思います。

それでは、平成26年10月志太広域事務組合議会定例会の開会に先立ちまして、管理者から特に発言を求められておりますので、これを許します。

○管理者（中野弘道）議長。

○議長（石田昭夫議員）管理者。

○管理者（中野弘道）議長から許可をいただきましたので、会議に先立ちまして、このたびの消防職員の不祥事につきまして、管理者として心からおわびを申し上げる次第でございます。5月に発生しましたパワハラ暴行事件に引き続きまして、同職員による窃盗事件が起きましたことは、市民の安全・安心を守る者として、その信頼を著しく損なうものであり、痛恨の極みであります。

窃盗事件の翌早朝、消防幹部職員を防災センターに集めさせていただき、職員一丸となって信頼の回復に努めるよう、改めて訓示をさせていただきました。暴力行為はいかなる理由があっても許されるものではないこと、また、万引きは公務員として、まさに恥ずべき行為であることを強く意識し、二度と再発しないよう、組織の一新に努めていく責任を痛感しております。

もとより志太消防本部職員の多くが高い使命感を持ち、日夜厳しい職務や訓練にいそしんでおります。今後も職員にとって働きがいのある職場を目指し、正副管理者、幹部職員一丸となって尽力してまいり所存でございますので、今後とも厳しい御指導を議員各位に賜りますようお願い申し上げ、御報告とおわびとさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（石田昭夫議員）ただいまから、平成26年10月志太広域事務組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

さきに、新たに本組合議会の議員になられました方を御紹介いたします。お名前をお呼びしますので、御起立ください。

鈴木正志議員。

（鈴木正志議員 起立）

○（鈴木正志議員） 鈴木です。よろしく申し上げます。

○議長（石田昭夫議員） 以上で紹介は終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

それでは日程に入ります。

日程第1、議席の指定を議題といたします。

議席は、会議規則第3条の規定により、議長が指名いたします。鈴木正志議員、4番。  
以上のように指定いたします。

今期定例会の会議録署名議員には、6番 杉山猛志議員、9番 天野正孝議員を指名  
いたします。

この際、諸般の報告をいたします。

当局並びに監査委員から、法令に基づく報告書及び提出書類5件を受理しております。  
この報告事件一覧及びその写しをお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

これで報告を終わります。

---

受理した報告事件一覧

〔管理者報告〕

1 報第1号 平成25年度志太広域事務組合一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計  
算書の報告について

〔監査委員報告〕

1 志太広域監第2号 平成26年4月分 例月出納検査結果報告書（平成25年度分）

平成26年4月分 例月出納検査結果報告書（平成26年度分）

2 志太広域監第3号 平成26年5月分 例月出納検査結果報告書（平成25年度分）

平成26年5月分 例月出納検査結果報告書（平成26年度分）

3 志太広域監第4号 平成26年6月分 例月出納検査結果報告書

4 志太広域監第5号 平成26年7月分 例月出納検査結果報告書

---

○議長（石田昭夫議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から10月31日までの25日間といたした  
いと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田昭夫議員） 御異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から10月31日までの25日間と決定いたしまし

た。

なお、お諮りします。会期中の日程は、お手元に配付してある日程表のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石田昭夫議員) 御異議なしと認めます。

したがって、会期中の日程は、お手元に配付の日程表のとおり決定をいたしました。

日程第3、第14号議案、平成26～29年度新斎場建設工事(建築工事)請負契約の締結についてから日程第6、第17号議案、平成26～29年度新斎場建設工事(衛生設備工事)請負契約の締結についての4議案を一括して議題といたします。

管理者の提案理由の説明を求めます。

○管理者(中野弘道)議長。

○議長(石田昭夫議員)管理者。

○管理者(中野弘道) ただいま上程されました第14号議案から第17号議案までの4議案につきまして、一括して提案理由を御説明申し上げます。

これら4議案は、新斎場建設工事に関する契約議案であります。

それでは、まず第14号議案、平成26～29年度新斎場建設工事(建築工事)請負契約の締結についてであります。

本案は、平成29年7月の供用開始を期し、新斎場建設の建築工事を行うものであり、制限付き一般競争入札を本年8月19日、6者によって行った結果、契約額18億9,540万円をもって、橋本・近藤特定建設工事共同企業体と契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、第15号議案、平成26～29年度新斎場建設工事(電気設備工事)請負契約の締結についてであります。

本案は、新斎場建設の電気設備工事を行うものであり、制限付き一般競争入札を本年8月19日、2者によって行った結果、契約額3億7,692万円をもって、朋電舎・富士電工特定建設工事共同企業体と契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、第16号議案、平成26～29年度新斎場建設工事(空調設備工事)請負契約の締結についてであります。

本案は、新斎場建設の空調設備工事を行うものであり、制限付き一般競争入札を本年

8月19日、2者によって行った結果、契約額3億5,640万円をもって、菱和設備・大洋設備特定建設工事共同企業体と契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、第17号議案、平成26～29年度新斎場建設工事（衛生設備工事）請負契約の締結についてであります。

本案は、新斎場建設の衛生設備工事を行うものであり、制限付き一般競争入札を本年8月19日、3者によって行った結果、契約額1億7,280万円をもって、エクノス・青島ポンプ特定建設工事共同企業体と契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、4議案につきまして、提案の理由を御説明申し上げましたが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○事務局長（宮崎 毅） 議長。

○議長（石田昭夫議員） 事務局長。

○事務局長（宮崎 毅） それでは、私から第14号議案から第17号議案につきましての補足説明をさせていただきます。

それでは、お手元配付の参考資料をごらんください。参考資料の2ページになります。

新斎場の建設工事、これにつきましては、同規模建築工事の一般的な例によりまして、建築工事及び電気、空調、衛生、この各種設備工事、このように4工種に分けて、大規模かつ技術的難度が高いことから、共同企業体による制限付き一般競争入札にて執行をしております。

お手元の資料、参考資料2ページ、1番が議案の一覧、それから、2番がJVの構成員でございます。

次の3ページの3番をごらんください。

工事概要でございます。これは、ごらんとおりであります。特に建築工事につきましては、スムーズな工程管理等を勘案しまして、解体工事も含めております。

その下の4番の参加資格要件でございますが、これは地域要件、それから、経営事項審査による総合評定値、施工実績につきまして、両市の入札実績等を勘案して、ごらんとおりとしたものでございます。

次の4ページでございます。

これは、入札の結果でございますが、1回目及び2回目の応札金額、予定価格につき

まして、掲載のとおりでございます。参考までにごらんをいただきたいと思います。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田昭夫議員） 管理者の提案理由の説明は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

なお、この休憩の間に、ただいま上程中の第14号議案から第17号議案までの4議案に対して質疑のある議員は議長まで通告願います。

午前10時12分 休憩

午前10時12分 再開

○議長（石田昭夫議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま上程中の4議案に対する質疑に入るのですが、質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認めます。

これで質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

なお、この休憩の間に、ただいま上程中の4議案に対して討論のある議員は議長まで通告願います。

午前10時13分 休憩

午前10時13分 再開

○議長（石田昭夫議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま上程中の4議案に対する討論に入るのですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより順次採決いたします。

まず、第14号議案をお諮りいたします。第14号議案を可決することに賛成の議員の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石田昭夫議員） 起立総員であります。

したがって、第14号議案は可決することに決定いたしました。

次に、第15号議案をお諮りいたします。第15号議案を可決することに賛成の議員の起

立を願います。

(賛成者起立)

○議長（石田昭夫議員） 起立総員であります。

したがって、第15号議案は可決することに決定いたしました。

次に、第16号議案をお諮りいたします。第16号議案を可決することに賛成の議員の起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（石田昭夫議員） 起立総員であります。

したがって、第16号議案は可決することに決定いたしました。

次に、第17号議案をお諮りいたします。第17号議案を可決することに賛成の議員の起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（石田昭夫議員） 起立総員であります。

したがって、第17号議案は可決することに決定いたしました。

日程第7、認第1号、平成25年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第9、第13号議案、平成26年度救助工作車Ⅲ型購入契約の締結についてまでの3議案を一括して議題といたします。

管理者の提案理由の説明を求めます。

○管理者（中野弘道）議長。

○議長（石田昭夫議員）管理者。

○管理者（中野弘道） ただいま上程されました認第1号、認第2号及び第13号議案の3議案につきまして、一括して提案理由を御説明申し上げます。

認第1号及び認第2号については、平成25年度一般会計及び看護専門学校事業特別会計の歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付すものであります。

それでは、まず、認第1号、平成25年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

組合では、2市の住民にとって欠くことのできないごみやし尿処理など、多くの事業を実施しております。特に各施設の運営につきましては、地元の皆様の御理解、御協力をいただきながら、安全で安定した運転管理に努めてまいりました。



また、消防救急業務につきましては、平成25年3月31日に県内初の消防広域化を図り、本組合の組織として志太消防本部が発足いたしました。

広域化後も引き続き住民の生命・財産を守るため、適切・着実な業務執行に努めております。

申すまでもなく、組合事業の執行においては、常に経費節減を心がけ、その財源の根幹は、2市の分担金であることを認識し、効率的な事業の執行に取り組んでまいりました。

決算の概要につきましては、歳入決算額が48億2,233万8,638円、歳出決算額は46億3,352万3,660円となり、前年度を比較いたしますと、志太消防本部の発足により、歳入は84.9%、歳出は86.2%、それぞれ増となりました。

次に、認第2号、平成25年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算認定であります。

学校運営においては、魅力ある学校づくりに努め、看護実践能力、コミュニケーション能力の強化を図り、地域医療に貢献できる人材育成を目指してまいりました。

こうした中、平成25年度の卒業生42人においては、全員が看護師国家試験に合格し、平成21年度から5年連続して合格率100%という成果を上げることができました。

決算の概要につきましては、歳入決算額が1億9,742万9,305円、歳出決算額は1億8,815万976円となり、前年度を比較いたしますと、歳入は0.6%、歳出は0.8%、それぞれ減となりました。

以上が、平成25年度一般会計及び看護専門学校事業特別会計の歳入歳出決算の概要であります。

詳細につきましては、平成25年度歳入歳出決算書及び主要施策概要報告書とともに、監査委員の審査意見書を付してありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、第13号議案、平成26年度救助工作車Ⅲ型購入契約の締結についてであります。

現有の藤枝消防署配置の救助工作車の老朽化に伴い、更新するものであります。指名競争入札を本年8月29日、6者によって行った結果、取得金額1億4,418万円をもって、帝商株式会社横浜営業所から取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、3議案につきましては、提案理由を御説明申し上げましたが、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石田昭夫議員） 管理者の提案理由の説明は終わりました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。皆様、御苦労さまでした。

午前10時21分散会

# 第2日目

10月31日（金曜日）

○出席議員（16人）

1番	大石保幸	議員	（藤枝市議会議員）
2番	石井通春	議員	（藤枝市議会議員）
3番	鈴木繁雄	議員	（焼津市議会議員）
4番	鈴木正志	議員	（焼津市議会議員）
5番	萩原麻夫	議員	（藤枝市議会議員）
6番	杉山猛志	議員	（藤枝市議会議員）
7番	押尾完治	議員	（焼津市議会議員）
8番	鈴木浩己	議員	（焼津市議会議員）
9番	天野正孝	議員	（藤枝市議会議員）
10番	岡村好男	議員	（藤枝市議会議員）
11番	松本修藏	議員	（焼津市議会議員）
12番	石田善秋	議員	（焼津市議会議員）
13番	水野明	議員	（藤枝市議会議員）
14番	片野伸男	議員	（焼津市議会議員）
15番	藪崎幸裕	議員	（藤枝市議会議員）
16番	石田昭夫	議員	（焼津市議会議員）

○欠席議員（なし）

○出席説明員

管 理 者	中 野 弘 道	(焼津市長)
副 管 理 者	北 村 正 平	(藤枝市長)
看護専門学校長	原 宏 介	
事 務 局 長	宮 崎 毅	
消 防 長	鳥 居 良 貴	
消 防 次 長	西 尾 正 巳	

---

○監 査 委 員 良 知 芳 和

---

○職務のため出席した職員

書 記 長	松 下 典 生	(焼津市議会事務局長)
書 記	藪 内 正 記	(焼津市議会事務局庶務課長)
書 記	石 上 睦 晃	(焼津市議会事務局総務担当兼議事担当主幹)
書 記	片 瀬 能 彰	(焼津市議会事務局庶務担当係長)
書 記	長谷川 貴 紀	(焼津市議会事務局庶務担当主査)
書 記	長 井 直 美	(焼津市議会事務局議事担当主査)

平成26年10月志太広域事務組合議会定例会議事日程（第2日目）

日時／平成26年10月31日（金）午前10時開議

場所／藤枝市岡部支所 3階 議場

第1 一般質問

第2 認第1号 平成25年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

認第2号 平成25年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算  
認定について

第13号議案 平成26年度救助工作車Ⅲ型購入契約の締結について

（3議案一括上程、質疑、討論、採決）

◎本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

午前10時00分開議

○議長（石田昭夫議員） 皆様、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。

それでは、日程に入ります。

---

○議長（石田昭夫議員） 日程第1、一般質問を行います。

これより順次発言を許します。まず、14番 片野伸男議員。

○14番（片野伸男議員） 議長。

○議長（石田昭夫議員） 片野議員。

（登壇）

○14番（片野伸男議員） 通告に基づいて、一般質問を行います。

志太消防本部の、私、通告には体罰と書いてありますが、パワハラと正式には言うそうですが、一般質問の中で、うっかり体罰という言葉が出てしまうかもしれませんが、御容赦願いたいと思います。このパワハラ問題と再発防止についてですが、質問趣旨に入る前に、問題を起こしたこの件につきまして、この議場にはいませんが、藤枝市議会議員関係者から、問題を起こした職員が消防合併前に焼津市の職員であると報告がありました。私は旧焼津市消防署が現在の場所に移る前から、旧150号線沿いにあるころから、私の隣部落にあるために、歴史的にも30年近い議員生活もあり、身近に感じ、常日ごろからとても親しみを持って接してきました、当然のごとく、この議場におられる全員の皆様方、極端に言えば、当組合の管理者 中野弘道焼津市長以上の実際上には私は責任があるのではないかと考えさせられている次第であることをまず先に申し上げておきたいと思います。

消防署といえば、一般住民から見ますと、自然災害時、火災時等、救急病人が出て、私たちの目の前を日常的に通る、消防自動車、救急自動車が一刻一秒も早く現場に駆けつけるために通り過ぎて活動する姿を見まして、住民の護民官として勇ましく献身的に活動する様子を目の当たりにして、そういう姿を見ますと、消防職員は一般住民の憧れの的存在であるということ、今回の事件があるなしにかかわらず、今後も誇りある職場であることを自覚することを願って質問させていただきます。

まず、（1）ですが、パワハラが起きた根源と背景についてですが、私たち議員は消

防署の職員とか組織を外部から見るだけです。職員内部の組織内の運営方針、それに見合った組織機構と役割分担、また、今回問題になった人命救助の訓練状況等、直面している悩み、課題等、そうした中での今問題が起きた根源と背景についてお伺いいたします。

(2) のなぜパワハラが発生するかについて、初めの質問の(1)とダブった質問になるかと思いますが、消防署内でなければわからない面があると思います。消防署は職務の性質上、当然、非常時に備えた訓練と規律は必至の最大課題であると思います。その課題を達成するためには、私たちにはわからない面として、職員はある目標を目指していると思いますが、私たち専門外の者から見ますと、その到達目標が消防職員の体力、人間には得手不得手があり、一人一人筋肉のつきぐあいとか、早い遅い、俊敏性の個人差もありますので、現実には高過ぎたか低いかの差によって起きた問題ではないかと勝手に想像する面もあります。そうかといって、全然目標がないというのも問題があると思いますが、職員署内の専門家としての見解をお伺いいたします。

次に、(3) ですが、アンケート調査結果について、どのように調査結果が出たか、お伺いいたします。

次に、(4) のパワハラが起きると組織運営上どのようなようになるか。最近まで愛のむちという言葉が支配的な時代がありました。スポーツの世界でも問題がありましたが、戦時中には、時代錯誤の表現になりますが、びんた等が横行して、戦争帰りの人たちがいじめられて、終生まで恨みつらみを言う人たちが多くいました。そうした中で、戦場での上官殺しの体験談も無数に聞かされました。このような話は、私たちだけでなく、私たちと同世代の人たちは多く聞いているはずであります。パワハラは部下に恨みこそ植えつけ、プラス面より、上司の指導上マイナスになることが多いと思いますが、昔と違って、現在は人権が尊重される時代になっています。今回の事件が新聞等報道されることによって、消防署内は野蛮が支配する組織だという印象を持つ人が一般住民の中に潜在的に定着するのも否定しがたい現実があります。多数の消防職員は住民を守る英雄的職業であるだけに残念です。また、優秀な人材を消防職員として新しく募集するときなど、気になる面もありますが、お伺いいたします。

次に、(5) の消防署本来の災害時の「住民の生命、財産」を守るための本来の目的と体罰の矛盾についてですが、この点については、ずばり、消防は人命尊重と、それに裏づけられた住民の身体の保護・救助が職務ですので、この点については言を待つまで



もありませんが、お伺いいたします。

次に、（６）訓練指導のあり方と再発防止策についてお伺いいたします。

次に、（７）の消防職員一人一人がその職場に見合った尊厳を持ってチームワーク、団結心の向上を図る職場にするための対策についてお伺いしますが、今回の事件はマイナス面が出ましたが、これを教訓にして、今後、志太消防本部が住民に信頼される足場になるよう願って質問をいたします。

○管理者（中野弘道） 議長。

○議長（石田昭夫議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（中野弘道） 片野議員にお答えさせていただきます。

私からは、標題１の志太消防本部の体罰問題と再発防止についての５点目、消防署本来の災害時の「住民の生命・財産」を守るための本来の目的と体罰矛盾点についてから、７点目の消防職員一人ひとりが尊厳を持ってチームワーク、団結心の向上を図る職場にするための対策についてまでの３点につきまして、御質問の趣旨から、再発防止対策についてとして一括して答弁をさせていただきます。

なお、御質問の中に、先ほど冒頭、片野議員も申し上げていましたが、体罰については、本本部で起こったのはパワーハラスメントで、いわゆるパワハラでありますので、パワハラと読みかえさせていただいて御答弁をさせていただきます。

私は、まず、今回の事件を受けまして、消防本部の管理職に対しまして訓示を行わせていただき、市民の信頼の回復に努めるよう、直接指導をさせていただきました。現在、消防本部ではパワハラ防止対策の取り組みを始めたところでもございます。人命を預かる消防として、厳しい業務の中にも、人を豊かに育てる人材育成の見地から、若い力を先輩上司が的確に引き出し、災害現場の苦難に立ち向かう結束の固い組織であることが消防の広域住民に対します使命であると考えております。そのためにも迅速、的確な消防活動を行う指導体制を常に確保するとともに、日ごろから職員間で十分な信頼関係を構築していくことが何よりも重要だと思っております。今後はパワハラが二度と再発しないよう組織の一新に努めるとともに、職員にとって働きがいのある職場を目指し、市民の皆様の安全・安心を守る、より強固で磐石な組織となるよう、正副管理者、幹部職員が一丸となって尽力してまいります。

残りの項目については、消防長から御答弁をさせていただきますので、お願い申し上げ

げます。

○消防長（鳥居良貴） 議長。

○議長（石田昭夫議員） 消防長。

○消防長（鳥居良貴） 私から、標題1の志太消防本部のパワハラ問題と再発防止についての残りの項目について答弁いたします。

まず、1点目と2点目のパワハラが起きた根源と背景について、なぜパワハラが発生するのかですが、消防は、市民の生命と財産を守るという職務の性格上、厳格な規律を重んじてきたこと、また、上下関係が明確であることから、消防内で培われてきた独自の考え方が、誤って独善的に一部で理解されてきたという背景がございます。このようなことから、職員間でパワハラに対し認識不測となっていたことが最大の原因であったと考えます。

次に、3点目のパワハラに関するアンケート調査結果についてですが、今回実施したアンケートにつきましては、昨年から今年にかけて、他市の消防本部等で発生しましたパワハラ事件を受け、本本部内の実態を正確に把握するため、あらかじめ準備していたものであります。結果的に実施した時期につきましては、本部内での暴行事件の発生直後となりました。

調査結果につきましては、8月に開催された議員全員協議会でも御報告いたしました。管理職等を除いた職員216名を対象に実施し、このうち、約3割の職員が「パワハラの被害を受けた」と回答し、さらに、全体の約8割の職員が「職場内でのパワハラ行為を見た」、あるいは「聞いた」と回答してございます。

また、自由意見を書く欄につきましては、これまでの実態を具体的に記述した回答も多数ありました。今回のアンケート結果で最も問題とすべき点は、「調査時点においてもパワハラが続いている」と回答している職員がいたことです。このため、本部としての至急の対応が必要となりました。

次に、4点目のパワハラが起きると消防組織上どのようになるのかについてですが、パワハラが起きると職員が心身面での不調となることや、職務に対するモチベーションの低下など、職務の遂行に支障を来すおそれがあります。いずれにしましても、市民の信頼を回復するため、パワハラ撲滅に向けて、職員一同、全力で取り組んでまいります。

○14番（片野伸男議員） 議長。

○議長（石田昭夫議員） 片野議員。

○14番（片野伸男議員） 今、アンケート調査の結果の中で、3割の職員がパワハラを受けたと。それから、8割の人が見たり聞いたりしたと。こういうことになると、私が想像していた以上の数字で、かなりこれが支配的に日常化していたというように受けとめるわけです。この問題につきましては、これは大変深刻な問題であります、一応マスコミとか新聞報道にいろいろのことで取り上げられまして、管理者を初め、消防の職員の皆さん全体が社会的制裁も受けておりますので、これを信頼して、こういうことは絶対に起きないということで、立派な職務についているにもかかわらず、それが市民から、先ほども冒頭質問で申し上げたように、野蛮な組織だと。尊厳のある立派な職業であるにもかかわらず、そういうふうな誤解を受けるということは、職員の皆さんに対しても非常に申しわけない。私もふだん、消防署の近くに住んでおりますので、非常に厳しい訓練をしているのを見て、私は、人命救助のために、あんなに厳しい訓練をしているのかと。そういうことで、私は非常に尊敬をしていたわけですが、ちょっとそのところに私が想像している以上にパワハラが深刻化していたということは非常に残念に思いますが、これを教訓に、何とかそういうことが起きないようにお願いしたいと思います。

また、項目もいろいろ前後するかもわかりませんが、やはりこういうことが起きますと、いざ災害現場とか何かあったときに、やはり消防署の職業柄、どうしても団結心が求められる職場であると。そういったときに、チームワークとか団結心にやはりふぐあいがあって、いろいろなことがあって災害現場で十分な力が発揮できないと、そういうことになると非常にマイナスでありますので、この藤枝、焼津市民の住民の皆さんに申しわけないということになりますので、こういう面もあわせて、今後とも改善をしていただきたいと、そういうことを御答弁願いたいと思います。

それから、私がこの問題を通じまして非常に教訓的なことを2つほど申し上げたいと思います。

全体的なことをございますけれども、私が言うのもおかしいですが、消防というのは軍隊と似たような規律とか訓練がつきものですね。これは必要不可欠なものであります。ですが、戦時中のことですが、靖国神社の問題を例に出すと、ちょっと違和感を持つ方があるかもわからないのですが。台湾出身とか朝鮮半島出身の、植民地でしたから日本軍に編入された軍隊がいて、非常に複雑な思いをしていたわけですね。そういう中で、台湾出身の日本兵が靖国参拝をしたという例を何か雑誌か新聞等で報道されたのを私、過去に見ました。そうしたら、何で台湾出身の日本軍兵士が靖国神社に参拝するのかと

いうことを聞いた報道があって、それを僕は見たのですが、その台湾出身の集団の人たちは、志願兵で日本軍に入ってきたと。そのとき、日本の上官が、エダ何とかという人だと思ったのですが、エダという字がついている人ですが、上官は、日本軍の軍隊は、先ほど言いました、びんたとか、言葉に誤解を生むかもしれませんが、ケツバットということで、前かがみさせて、尻を後ろに下がらせて、それでカシの棒でもってぶったたくと、こういうようなことが日常的に行われていたと。そのことを見て、台湾出身の兵隊たちの部下たちに日本の上官が、「君たちはああいうことは絶対にしてはいけない」と。日本の軍隊は台湾の出身の軍隊に、ああいうことは絶対にしてはいけないと、こういうことを言ったと。

それから、フィリピンのマニラだと思うのですが、今度は米軍が攻めてくると。そういったときに、どこに陣地を構えるか。絶対多数の軍の幹部は「マニラ市内だ」と、これが一番有利だと言ったときに、上官は、そこをやると民間人が犠牲になると。戦闘に不利かどうかわからないけれども、それは郊外に日本軍の陣地を設けるべきだと、台湾出身の日本兵の上官は、こういうことで主張したそうです。マニラを戦場するのは反対だと言った人は戦死したのですが、そういう上官であったということで、人道主義ということが国境を越えて、やはり来て、それで戦後になっても靖国神社で何とかということではなくて、そういう人道主義に基づいた上官のために私たちは靖国参拝をしているのだということを言ったということを知って、これは私どもに教訓的な言葉だなと思いました。

それから、一つ、私も教師出身の人たちにこういう問題を聞きました。そうしたとき、「何だ、自分が教えてことがまだわからんのか」と言って生徒をどやしつける人もいます。それは、熟練した人は、自分に聞かせる言葉だと。やはり自分の教え方が悪くて「まだわからんのか」ということではだめだということで、非常にいろいろ大変な例ですが、職員を一人前の職員にしていくのは外部で見るほど簡単ではないと思います。いろいろな創意工夫もして、これを教訓にして、現場の人たちから見れば、「外部の者がわかりもしないくせをして何を言うだ」ということもあるかもしれませんが、そういうことも含めて御答弁をお願いいたします。

○消防長（鳥居良貴） 議長。

○議長（石田昭夫議員） 消防長。

○消防長（鳥居良貴） では、片野議員の再質問にお答えさせていただきます。

今回の事件を受けて、消防本部としての取り組み、あるいは今後の方向につきましては、この消防という組織自体は、本当に実災害時、今週の水曜日ですか、東京の練馬でも火災消火中に壁が消火するほうに倒れてきて、5人の職員が重軽傷を負ったというふうな、非常に危険な職場で、非常に厳しい現場でございます。

それで、その中で消防として迅速あるいは的確な行動につきましては、市民の安全あるいは職員自身の安全の確保のために必要不可欠なものです。このためには、日ごろの規律ある厳しい訓練あるいは業務が必要になってきています。消防では、実践では訓練以上のものは発揮できないという提言がございます。ただ、その中で、職務の地位とか、あるいは職場での優位性を背景とした精神的あるいは身体的な苦痛を与える暴力とか暴言のパワハラ行為は絶対許されないものでございます。厳しい業務において厳格な規律の中で、日ごろから職員同士がお互いを認め合う節度あるつながり、あるいはコミュニケーションを深くすることによって、必ずこのパワハラ行為というのはなくなってくると私は確信しておりますので、そういう意味合いを含めて、今、いろいろな対応策をとっております。ですので、過去のことは1つ、教訓として大きな反省のもと、今現在、これからのパワハラ撲滅に向けて、当然厳しい、これからまた実践がたくさん待っていますので、それに備えて訓練あるいは業務等を行っていきますので、よろしくまたお願いします。ただ、軍隊と消防とは全く別ですので、それだけは御理解願いたい。よろしくお願いします。

以上です。

○14番（片野伸男議員） 議長。

○議長（石田昭夫議員） 片野議員。

○14番（片野伸男議員） 実は、最後のほうに新聞報道を見ますと、職員の万引きがあったということが報道されました。非常に消防職員の皆さんも不規則勤務で、休日が連続して起きることがあると思うのですが、私どもは農家でありますので、すぐ休んで、また、うちの畑仕事や田んぼ仕事とかということで追われているわけですが、非常に暇をもてあますというような時間も出やすいと思うんですよ。そういったときに、私自身も議員としての片野伸男と、それで、そうでないときの片野伸男というのでは、やはり二面性があるわけですね。悪い面、僕だっても万引きをする資質もあるし、セクハラをする資質もあると。それだけれども、そういうことは後のことを考えると恐ろしいと。特に議員のバッジをしていると、何をあれだといっても、私もあるのですが、非常にどち

らにしても、そういうマイナス面が人間というのはみんなあると思うんですよ、いい面と悪い面と。そういったときに、悪い面が出ては困るものですから、不規則事があったり、そういうときには何か指導上の心遣いというのも、私は立派な人間だからなんとかということではなくて、私にも共通した問題があると、そういうようなことで悪い面の否定的な部分が出ないような、そういうことの心のケアもやはり必要だということで、私、聖人君子ではありませんので、そういうことを申し添えて、質問を終わります。

○議長（石田昭夫議員） 次に、9番 天野正孝議員。

○9番（天野正孝議員） 議長。

○議長（石田昭夫議員） 天野議員。

（登壇）

○9番（天野正孝議員） 通告に従い、2つの標題について質問いたします。

標題1、看護専門学校の現況及び今後の展開について。

看護師国家試験合格率5年連続100%という実績を評価しながらも、今後の発展性を考え、以下3点についてお尋ねします。

第1点、看護師の焼津・藤枝における就職状況を伺います。

第2点、認定看護師教育機関等の指定を受けられるような高度医療教育機関や将来の志太広域における看護師幹部を育てる4年生大学への発展を考える時期に来ていると考えるがどうか伺います。

第3点、高等教育機関の独立法人化が進む中、今後、この施設をどのように発展させていくおつもりか伺います。

次に、標題2、志太広域消防の今後のあり方について。

10月議会の冒頭で、管理者から発言のあったパワハラの実状と今後の改善策について、以下3点についてお尋ねします。

第1点、職員から提出されたパワハラに関するアンケート結果をどのように捉え、職員に対してどのように対処しているか伺います。

第2点、パワハラを起こらない環境づくりに向けて第三者による協議が必要と思われるがどうか伺います。

第3点、志太広域組織になって、公平で活気のある消防体制を新たに築き上げていく時期に当たっての今後の計画・展開を伺います。

消防については、若干片野議員の質問と重なる部分があると思いますが、視点を変え

て、簡潔かつ明快な回答を求めます。

○管理者（中野弘道） 議長。

○議長（石田昭夫議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（中野弘道） 天野議員にお答えさせていただきます。

1点目の看護師の焼津・藤枝における就職状況についてでございますが、過去3年間の状況をお答えさせていただきます。

平成25年度の卒業生につきましては、焼津が10名、藤枝が19名、平成24年度につきましては、焼津が16名、藤枝が22名、平成23年度におきましては、焼津が13名、藤枝が15名となっております。また、卒業生については、常に把握を心がけております。相談事があれば、3病院とも連携しながら問題解決に向け個別に丁寧に対応をしているところでございます。

次に、2点目の御質問ですが、認定看護師は専門性を持った看護師で、その存在によって診療報酬が有利になる制度であり、認定は広域社団法人日本看護協会が行っております。認定看護師になるためには専門の教育機関で研修する必要があり、県内の教育機関としては静岡県看護協会、または県立がんセンターがあります。全国的に見ますと、その多くは大学に併設されております。地域の医療に貢献するためにつくられた本校にとって、その発展性の観点から見て、今後、大学化や認定看護師教育機関については現状から多くの課題がありますが、研究してまいりたいと考えております。

次に、3点目の御質問ですが、大学などの中央独立行政法人化は、公共上の見地から行う事務事業の確実な実施を図り、住民生活の安定や地域社会の健全な発展に資する事業が対象となっており、公立大学では多くが法人化をしております。ただし、専門学校である本校が法人に移行することは法によって規制されていますので、今後の研究課題とさせていただきます。

なお、その他の御質問につきましては、消防長から御答弁をさせていただきます。

○消防長（鳥居良貴） 議長。

○議長（石田昭夫議員） 消防長。

○消防長（鳥居良貴） それでは、私から、標題2の志太広域消防の今後のあり方の1点目、パワハラに関するアンケート結果をどのように捉え、どのような対処をしているかについてですが、今回実施しましたアンケート調査につきましては、消防本部内におけ

るパワハラの実態をできる限り正確に把握するためのものです。その結果は、管理職等を除く職員のうち、約3割の職員が「パワハラを受けている」と回答がありました。この結果につきましては、私を初めとする管理職全員の責任として重く受けとめ、本部内を良好な職場環境とするため、早急に解決すべき重要な課題と捉えております。今回の調査結果につきましては、全職員に内容を正確に伝えるとともに、職場のパワハラ根絶に向けたあらゆる取り組みを本部の総力を挙げて現在進めております。

具体的には、私、消防長へのホットラインの開設、相談窓口の開設、職員の面接の実施とともに、全職員部署別あるいは階級別の研修会の開催などにより徹底した意識改革を図ります。日々の厳しい業務において、上下関係の厳格な規律の中にも豊かな信頼関係とともに、人命、財産を守る職員の士気と誇りは重要です。今後も迅速、確実な消防職務遂行の拠点として優れた環境を整えるため、組織を挙げて丁寧かつ着実に取り組んでまいります。

次に、2点目のパワハラが起こらない環境づくりに向けての第三者による協議についてですが、消防職員は組織内での上下関係が明確であることから、その優位性を背景としたパワハラ行為があったこと、また、消防は一般行政と独立した組織で、業務を専門特化していることから、組織内の一部で独善的に誤った考え方が引き継がれてきた事情もございます。このことを踏まえ、パワハラ等の防止対策の1つとして、第三者による協議機関の設置については、今後の研究課題とさせていただきます。

次に、3点目の志太広域組織として、消防体制を新たに築き上げていくための今後の対策・展開についてですが、新本部の発足後1年を経過したところでさまざまな検証の結果、現場職員の増強や現場到着時間の大幅な短縮等、広域化による広域住民への直接的な効果が確認されました。

そこで、現在、広域化後の実績を踏まえ、さらなる住民の安全・安心のため一層強化すべき消防力の構築について、さまざまな要因を考慮しながら、新たな計画の策定を進めております。

その1つとして、本年度は県内で政令市に次いで3番目となる高度救助隊を設置し、管轄区域内における救助活動に総力を挙げ、迅速に対応する体制の整備を図るとともに、職員の成果をたたえ励ますことも含めて、職員の士気を上げ、組織の活性化に努めてまいります。

さらに計画の内容につきましては、増加する救急への需要に対応した体制の整備、近



年の災害発生状況を踏まえた人命救助体制の一層の強化を柱とした諸施策を展開し、多様化する住民のニーズに迅速・的確に応えるものといいたします。

○9番（天野正孝議員） 議長。

○議長（石田昭夫議員） 天野正孝議員。

○9番（天野正孝議員） それでは、再質問させていただきます。

まず、看護学校のほうですが、第1点目の就職状況についてはわかりました。ただ、今後、手厚い看護体制を目指す、これは各病院ともそうなんです、こうした看護師さんの就職を最優先する中で、今、一番求められていることがどういうことかということ、今、医療と介護の一体的な対応というものが求められてくるのです。今言ったように、卒業生に対しても非常に目をかけていただいているという実態はわかるんですけども、こういった部分について、本当に地域の看護師の養成機関として、こうした知識も当然必要ですので、これを学科の中でどういうふうに教えているのか、習得させているのかということ再度伺いたいと思います。

また、2点目の認定看護師の教育機関等の視点につきましては、これは、大学という問題を最初に入れてしまったものですから非常に誤解を得たのかもしれませんが、認定看護師教育機関というのは、また大学とは別です。これは、各県の看護協会の認定等によって研修センターにつくられたりとか、あと、がんセンターなんかに併設されることが非常に多いのです。皮膚であるとか排せつ、救急についてのこうした看護協会の認定を受けている教育機関、こういうものを目指す時期に来ているのではないかなと思います。大学化とは別な視点で、この辺についてどういうふうに考えているのか伺いたいと思います。

また、3点目の高等教育機関の独立法人化という問題につきましては、ここでもまた大学が必要だという視点が出てくるのでございますが、この点について、これまでどういうふうな内容で検討・研究がされてきたのか。あわせて、卒業生の各病院での幹部登用の上で、やはり大学卒業者との格差がどうなっているのかということを確認したことがあるのか、再度伺いたいと思います。

次に、標題2の志太広域消防の今後のあり方についてでございますが、パワハラに関するアンケート結果についてお聞きし、なおかつさまざまな改善の取り組みをされているということがわかりましたけれども、合併による認識の違いなど、どのようにこのアンケート結果を捉えているのか、この点について、再度伺いたいと思います。

また、第2点目のパワハラを起こらない環境づくりに向けた第三者による協議につきましては、志太広域事務局や両市人事部局と検討する案を具体的に持っているのか、これを再度伺います。

また、3点目としましては、志太広域組織として消防体制を新たに築き上げていくための今後の計画・展開ということですが、これは、各市とも非常に先進的な試みをしていると思うのです。例えば、藤枝市におきましては若手プロジェクト、こういったものをつくって、こうしたものの中で若手の意見を吸い上げようということもやっております。こうしたシステムが消防においても当然これは必要になってくるのではないかなと思います。その辺についてどうか、再度お伺いをさせていただきます。

○事務局長（宮崎 毅） 議長。

○議長（石田昭夫議員） 事務局長。

○事務局長（宮崎 毅） 最初に、医療と介護の一体的対応に関する点ですが、介護福祉の知識の習得につきましては、看護教育の中で、地域の20の介護施設を実習場としており、学生にとっても介護福祉の知識を学ぶ機会は充実しております。

次に、2点めの認定看護師教育でございます。まさに地域の医療に貢献するためにつくられた本校にとりまして、その発展性の観点から見ましても、大学化にあわせまして、認定看護師教育機関についても1つの課題はあろうかと思えます。例えば、21分野がございます。この多くの分野をいかにしてクリアしていくか。また、教育陣、教授陣の確保、その他コスト面と、幾つか課題はあろうかと思えますが、時代の要請でもありますので、研究をしていきたいと考えております。

次に、3点目でございます。

今まで大学化についての検討、これにつきましては、3病院の管理者や外部の学識経験者で構成される看護学校の評価委員会というのがありまして、その場で定員増、あるいは大学化については何回か検討をされてきているところであります。これにつきましては、今後も引き続き検討をしてまいりたいと考えております。

また、格差の問題という問題提起がございました。大学卒の看護師が増えてきていることは確かでございますが、現段階では、幹部看護職員となる年齢に達している人数がまだ少ないということもございまして、格差については、情報は今のところ少ないわけではあります。しかしながら、今後は大学卒の幹部職員が増えてくるわけですので、これにつきまして認識をしていくことは重要であると考えております。

以上でございます。

○消防長（鳥居良貴） 議長。

○議長（石田昭夫議員） 消防長。

○消防長（鳥居良貴） 天野議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目の合併による認識の違いなど、アンケート結果をどう捉えているかというふうな御質問でございますけれども、両市の消防本部につきましては、50年余の実績、伝統があり、広域化するまでそれぞれの方法で指導体制を構築してきました。しかし、広域化により指導・育成方法等に違いがあることを認識したことが今回のアンケート調査の中での記述内容、あるいは職員の面接調査等で確認をされております。

次、2点目の第三者による協議機関の具体的な案でございますけれども、これから研究課題として捉えているのですけれども、これは、行政評価的な機関ではなくて、消防本部内のサービスとか規律とか職場環境等、今後のパワハラ撲滅に向けての方策等を協議とか、あるいは評価する機関としての設置を、今後消防本部内、あるいは両市の人事部門等を含めた中での研究課題として行っていきます。

3点目の、いわゆる若手プロジェクトにつきましては、現在構築している計画につきましては、今後とも広域住民の安全・安心を守るための効果的な施策を推進するための業務とか組織、人員を一体化したものでございますけれども、この計画の策定に当たっては、現場職員の意見を部署ごとに所属長が集約し、両市の管理部門の職員で構成します策定委員会にて協議・検討しております。

ただ、プロジェクトにつきましては、今、平成24年度について、藤枝市の消防本部としての実績が1件ございます。これは、救急のインストラクターという制度です。いわゆる救急講習の講師を務めていただくようなインストラクターを養成しようというふうな案が若手から出まして、これを現在実施しております。現在は、今、救急の中で非常に問題になっております救急車の適正利用につきましては、今年度当初から若手プロジェクトチームを立ち上げまして、実際に今、構築中で、最終段階に入っているところで聞いているのですけれども、12月には報告をさせてほしいというふうなことで報告が来ておりますので、これにつきましても、順次、救急業務のこれからの増加の傾向を何とかこの適正利用とかいろいろな面で救急車のうまくした運用をこれから図っていくということで今、準備していますので、ぜひよろしく申し上げます。

以上です。

○9番（天野正孝議員） 議長。

○議長（石田昭夫議員） 天野正孝議員。

○9番（天野正孝議員） 答弁で大体理解するところでございますが、ただ、要望等を加えまして、再度ちょっと質問させていただく部分がございます。

まず、済みません、看護学校につきましては、ちょうど四半世紀、25年たったのかなというところですね。これまで何か漫然とそこにあるという言い方は非常に失礼かもしれませんが、非常に進化しなければならないところで、進化がどうもそれに追いついていないのではないのかなという感じを持っております。特に医療環境は、これは非常に変わってきています。また、先ほど言ったように、医療と介護の関係というのが非常に密接になってきているという、こういう状況があって、当然卒業生をただ卒業させるだけではなくて、100%合格させているということについては評価しつつも、そういう部分についてのステップアップ、これのやはり母校というものが非常に必要だと思うのです。こうした機関に進化するということが必要だと思いますが、これをまず、その部分について総括的にどういうふうに捉えているのか、捉えてほしいということの要望を含めて伺いたいと思います。

また、消防のほうは、今、大体お聞きしましたけれども、高度救急隊の設置とか、先進的な活動をやっている。また、諸議員からもいろいろなお話があろうかなと思います。が、特殊な状況にあって、ですけれども、その中で今回のことを機会として捉えて、どうやって発展していくかという部分を、これは当然考えていかなければならないと思います。

本当に消防の職員さんは、先ほどの片野議員のお話ではないですが、頑張っていると思います。練習等も私も時々見させていただきますが、本当に一生懸命、人命に対して自分の全身全霊で頑張っている状況を見ると、今回の点をマイナスして捉えずに、逆に、これを機会として、では、中もそういうふうな公平、リベラルな形にしていくという形にしていけばいいと思うんですよ。また、若手なんかも非常にいろいろな意見を持っている立派な方々がいっぱいいますので、こういう職員を生かさない点はないのではないかなということを思っています。ですから、ぜひ消防について、組織内の向上意識の促進、この辺について、もう一回お伺いしたいと思います。

○事務局長（宮崎 毅） 議長。

○議長（石田昭夫議員） 事務局長。

○事務局長（宮崎 毅） これは医療と介護、やはり、ここの一体的対応ということだと思いますが、この看護学校の方針としましては、さまざまな環境あるいは状況においても、自分の考えで対応ができて、患者さん、あるいは利用者の皆様一人一人を大切にできる看護師の育成ということに努めているということでございます。このことは同時にまた介護を必要とする現場におきましても、今後の利用者に対して柔軟な対応ができるという観点から卒業生を送り出すという努力をしているところであります。

また、今後、漫然と卒業生を送り出すではなくて、発展的に経営していくという面でございますけれども、まさに時代の要請ではあると思います。これは認定看護師の教育機関、あるいは大学の視点も含めて、これは比較検討をしながら、特に大学化についてはいろいろな方法もあろうかと思えます。専門学校はそのまま法人化していくというのはある程度難しいところであるのですが、例えば組合立あるいは複数の自治体立とか、そういう公立大学法人化ということもいろいろな側面から総合的に考えながら、これは研究課題として検討してまいりたいと思っております。

○消防長（鳥居良貴） 議長。

○議長（石田昭夫議員） 消防長。

○消防長（鳥居良貴） 天野議員の再々質問にお答えいたします。

職員、特に若手職員の意識向上。当然必要なことです。特に若手職員が大分どんどん、新規採用も含めて多く入ってきておりますので、20代、30代の職員については、さきの若手プロジェクトについても、救急救命士のほうから、ぜひこれをつくらせてほしいというような要請で、今回、PTをつくったというふうな経緯もございまして、意識については非常にみんな問題意識を持って業務に取り組んでおります。私からも、若手PTに限らず、チームではなくてもいいから、個人的に、もしいろいろな面で提案があれば、ぜひしてほしいということは常々幹部会議とか所属長会議の中でお話をさせてもらっております。これからもいろいろな面で若手職員が非常にいい考えを持っている職員がたくさん、本当にたくさんいますので、その職員、本当に有効に育てていって、本当に志太消防本部がこれから万全な体制をとっていくために、いろいろな面で精神的な、特にこうして県下で3番目の管轄人口を保有する消防本部になりましたので、本当にいろいろな面での先駆的なものが、人数がこれだけの人数がそろいましたので、できますので、そういうものを含めて、先ほどの高度救助隊もそうですけれども、あとソフト面も含めて、予防関係とか防火関係についても、今、いろいろな提案を受けています、非常にい

い提案もありますので、その提案を含めて、いわゆる実災害と予防、防火の両方面について、これから若手職員を本当に立派に育てていきたいと思って考えております。

以上です。

○議長（石田昭夫議員） 次に、6番 杉山猛志議員。

○6番（杉山猛志議員） 議長。

○議長（石田昭夫議員） 杉山議員。

（登壇）

○6番（杉山猛志議員） 通告に従い、質問させていただきます。

今回、初めての質問をさせていただくわけですが、一問一答が多い中、包括質問ということでもありますので、なれませんが、ひとつよろしく願いをいたします。

今回は標題の1、新斎場建設に向けて、標題の2、クリーンセンターの建設について、2つの標題について質問させていただきます。

それでは、標題1の新斎場建設に向けてですが、当志太広域事務組合の現在の斎場は、昭和50年の操業以来40年の長きにわたり志太地区のだび・火葬に関する公共福祉の一翼を担ってまいりました。そして、今回、施設の老朽化が進む中で、新斎場計画が当志太広域事務組合でも協議をされ、全体像が示され、先日の10月29日には多くの関係者の御列席のもと、工事の安全を願って安全祈願祭が開催され、私たち志太広域事務組合議会議員も参列をいたし、建設に向けたスタートが切られたところでございます。今後におきましても工事の安全と斎場がリニューアルすることで利便性がよく、使って勝手のよい斎場建設を願うところでございます。

この新斎場が果たす役割は大きく、今後のさらなる高齢化が進む中、時代とともに市民要望が変化してきていることから、斎場の形態もこれまでとは違ってくることが考えられます。また、災害に対する危機管理も重要なことであり、今後の斎場の果たす役割は、志太広域事務組合のみならず、両市の公共福祉の最たるものとするため、これを踏まえて質問をいたします。

1点目に、今回、斎場をリニューアルすることで住民の利便性はさらに向上するか伺います。

2点目に、斎場の形式、内容も時代とともに変化しているが、従前と同じ、1つの斎場で利用間の公平性が保てるか。また、それに対する対応はどのようなものか伺います。

3点目に、以前に冠水したこともあるし、今回の台風18号では一時利用を停止したが、

大災害など、もしものときに対する危機管理について伺います。

次に、標題の2のクリーンセンター建設について伺います。

今回のクリーンセンターの建設の目的として、高柳清掃工場、一色清掃工場及びリサイクルセンター、この3施設の機能を集約し、循環型社会を見据えた基幹的な施設と位置づけ、これまでの燃やして埋めるという処理から、積極的に資源化を図るという考え方を主眼に、廃棄物の循環的利用や環境負荷への低減、エネルギーの有効利用による地球温暖化防止への貢献、さらに、周辺環境にも十分配慮した地域共存型の施設を目指すとしています。

そこで、ごみの減量化については、各家庭での意識が高まっていることも事実ですが、さらなるごみの減量化に取り組むとともに、各施設の機能を集約して、効率よく処理することが肝要かと思えます。焼却灰の最終処分この問題についても、今後の考え方や方向性についても確認をしたいところがございます。また、テレビや報道等でも話題になっている電力会社への売電見通しの諸問題についても大いに気になるところでございます。

そこで、クリーンセンターの建設について伺います。

1点目、環境アセスメントに入ったと聞いているが、現在の進捗状況を伺います。

2点目、ごみの減量化を図る中で、現在想定しているごみ量とこれまでのごみの減量の変遷についても伺います。

3点目、現在、志広組では焼却灰の処理については民間の最終処分場に埋め立てて業務委託をしているが、この現状をどう捉えているか伺います。

4点目、先般、志広組で行った視察先では電力の売電でランニングコストが6万円のうち、売電収入を3億5,000万円計上しておりましたが、既に他の電力会社では買い上げ電力の見直しや契約破棄が進んでおります。そこで、クリーンセンターの売電見直しはどうか伺います。

以上、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（石田昭夫議員） 3番がなかったですが、よろしいですか。

3番は削除でいいですね。

○管理者（中野弘道） 議長。

○議長（石田昭夫議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（中野弘道） 杉山議員にお答えさせていただきます。

標題1の新斎場建設に向けての1点目、住民の利便性はさらに向上するかについてでございますが、新斎場の整備は、昭和50年5月の供用開始から40年近く経過する施設の老朽化や、今後も増加を続けピークを迎える20年後には約4,000件に達すると推計している火葬件数に対応するためのものがございます。1日当たりの火葬可能件数は、現在の14件に対して新斎場では22件とし、これに伴い待合室を8部屋から10部屋に増やし、さらに告別室、集骨室を3つの部屋としたことで同時に3件の火葬が可能となりますので、希望日時での火葬が予約しやすくなります。また、更衣室、授乳室なども新たに設置させていただき、利用者の利便を図ることとしております。

次に、2点目の葬儀の形式、内容も時代の流れとともに変化をしているが、従前と同じ1つの式場で利用者間の公平が保てるか、それに対する対応はどのようなかについてでございますが、近年の一般的な傾向といたしまして、会葬者の減少や家族葬など、葬儀の簡素化が進んでいると思われまいます。少人数が想定される家族葬などについては、運用での対応が可能か検討してまいります。

次に、3点目の大災害など、もしものときに対する危機管理についてでございますが、昨年6月に公表されました南海トラフ巨大地震を想定した静岡県第4次地震被害想定では、斎場周辺が浸水域となっておりますことから、新斎場は建物の地盤をかき上げるとともに、敷地内には焼津市開発許可指導基準に基づきました調整池を設置することとしております。また、地震への対応といたしましては、静岡県建築構造設計指針に基づいて、大震災後も構造体の補強をすることなく建築物を使用できる耐震性を確保することとしております。

次に、標題2のクリーンセンター建設についての1点目、現在の進捗状況でございますが、環境影響評価の計画書（案）に当たります方法書については、昨年度に着手し、その後の住民説明会や県審査会での意見を反映した調査実施計画書を作成し、9月には議員の皆様への経過説明並びに県知事宛て提出をしたところであります。

次の段階としましては、この計画書に基づき、事業予定地周辺における現況調査に入りますが、調査及び予測評価におおむね2年を予定しております。また、今後は環境影響評価とあわせて、具体的な施設計画でございます整備基本計画を地域の住民の皆さんの意見もお伺いしながら策定をしてまいります。

次に、2点目の現在想定しているごみ量とごみ減量の変遷についてでございますが、



2市及び組合で策定しました一般廃棄物処理基本計画によりますと、クリーンセンターの稼働目標であります平成32年度の燃やすごみの量は年間5万9,746tでございます。また、平成14年度の8万2,670tをピークに減少傾向に転じており、昨年度の6万4,630tと比較すると21.8%減っております。今後も稼働目標時の燃やすごみ量を目指して、さらに7.6%の減量について2市で鋭意に取り組んでまいります。

次に、3点目の焼却灰の処理については民間の最終処分場に埋め立てている現状をどう捉えているかについてでございますが、高柳・一色両清掃工場で発生いたします焼却灰は、平成10年3月に藤守最終処分場への埋め立てを最後に、全量を県外の民間業者へ委託処理をしております。当初は全量埋め立て処理でございましたが、その後の技術開発により民間業者における資源化が可能になり、現在では約3割をセメント原料などへ資源化しております。燃やすごみの減量を図りながら、焼却灰の発生量そのものの抑制に努めるとともに、さらなる資源化処理を推進していきます。

次に、4点目のクリーンセンターの売電見通しはどうかについてでございますが、クリーンセンターにつきましては、発生する熱エネルギーにより積極的な発電を行うことを基本方針としており、場内利用のほか、売電収入を施設運営管理費の大きな財源として考えております。電力をめぐる状況の変化を想定し、固定価格買取制度の見直し等の情報収集に努め、施設整備計画を策定してまいります。

以上、杉山議員の御答弁とさせていただきます。

○6番（杉山猛志議員） 議長。

○議長（石田昭夫議員） 杉山議員。

○6番（杉山猛志議員） ただいま答弁をいただきました内容について、再質問に入りたいと思います。

まず、初めに標題1の斎場建設に向けてのところでございますが、1点目の住民の利便性については、1日の火葬件数が多くなることや、また、遠方からおいでになった方に対する対応や子育て世代に配慮した施設になるということが確認できました。

2点目の利用者間の公平性のところでございますが、少人数の喪主、施主等は今の斎場では大き過ぎて、気が引けると思っています。この点で、先ほどの運用面での対応とは、具体的にどんな運用になるのか伺います。

また、3点目の災害における危機管理については、静岡県第4次地震被害想定や焼津市の開発許可指導基準、これらに基づいた設計であることは、先ほどのお答えで確認は

できました。しかし、近年の災害は、地震、津波、台風、ゲリラ豪雨、土砂崩れ、竜巻など、大規模かつさまざまな種類の災害により多くの被害をもたらすおそれがあり、現在の想定を上回る火葬につながるものが考えられます。組合の対応はどうか、再度お伺いします。

次に、標題の2のクリーンセンターの建設についてですが、1点目の環境アセスメントの進捗状況については現況調査に入ることがわかったわけでありましたが、今後の計画につきましては、地元住民の皆さんの意見を十分に反映しながら進めるようお願いをいたします。

2点目のごみの変遷については、稼働目標値の燃やすごみの減量は、これは、両市の対応とともに、志太広域組合としてもよろしくをお願いをいたします。

3点目の焼却灰の処分については、現在の焼却灰の資源化への対応についてはわかりました。それでは、新クリーンセンターは循環型社会を見据えた根幹的な施設と位置づけているわけでありましたが、焼却灰の県外委託は今後も続くのか。また、その方向、つまり循環型社会を見据えた方向ということで、こういったことでよいのか、そこについても再度伺いたいと思います。

また、4点目につきましては、売電見通しについては、電力をめぐる状況の変化を想定して施設整備計画を策定するというものでありましたが、クリーンセンターの売電見通しについては、太陽光とは異なり、あっせんをするわけでありましたが、このことは売電見通しは安定的と考えてよろしいか伺います。

以上、御答弁をよろしく申し上げます。

○事務局長（宮崎 毅） 議長。

○議長（石田昭夫議員） 事務局長。

○事務局長（宮崎 毅） それでは、私から答弁します。

まず、少人数の葬儀の具体的運用ということだと思いますが、新斎場の式場が80席ということで、比較的使いやすい大きさかと思えます。ただ、ある葬儀業者に伺ったところ、30人以内の家族葬というのが今増えていまして、利用者が50%に近づきつつあるということで、非常に少人数化しているというのは時代の趨勢であると考えます。また、このような小規模な葬儀に対応する祭壇ですね、こういったものも簡易で移動が容易なものもあるということをお伺いしておりますので、式場以外でありましても、例えば、別のあいている部屋等を活用していくことを含めまして、また、運用について研究をしてま

いりたいと思っております。

次に、災害死者の火葬対応ということでございますが、県の4次想定では、焼津、藤枝両市を合わせた死者数が1万1,400人ということで想定されております。両市については、防災・減災対策、これはより一層推進するということですが、災害の発生日時あるいは程度によっては、死者数につきましては大きく変わってくるということは言うまでもないことであります。

いずれにしましても、火葬能力を上回る災害の死者、これが発生した場合につきましては、被災地以外の施設に応援をお願いするという形で、広域火葬ということにて対応するというところで考えてございます。

次に、クリーンセンターの焼却灰ということで、県外業者への委託処理の方向でございます。現在、焼却灰につきましては、資源化、それから、埋め立てということで、両方やっております。ただし、資源化施設の受け入れの許容量とかコストの問題等から、現在、3割の資源化ということになっておりまして、また、この資源化施設は静岡県内にないものですから、県外ということで委託のほうをお願いしている現状でございます。

また、循環型社会ですね、これにつきましては、天然資源の消費を抑制しまして、環境への負荷を極力減らすという社会でございますので、志広組としても、この循環型社会、これを目標にして、最終処分場には依存しない処理、これを方針としております。

また、クリーンセンターにおけるごみの発電ということでございます。これは、計画量を決めまして、それに沿った発電ができるという点では、自然条件に左右される太陽光発電などの再生可能エネルギーと比較した場合には安定的であるということができると思っておりますので、積極的な発電をしていきたいと考えております。ただし、固定価格買取制度、これにつきましては、今後の見直し等も考えられますので、国の動向などの情報を集めて対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○6番（杉山猛志議員） 議長。

○議長（石田昭夫議員） 杉山議員。

○6番（杉山猛志議員） どうもありがとうございました。

それでは、最後に新斎場については1つだけ質問をさせていただきます。

確かに行政としては大規模災害における広域支援については準備をしておく必要があるかと思っております。災害死者の火葬や物資の調達など、他市や団体との広域連携はどうか

っているか伺います。

なお、クリーンセンターについては、機能的・効率的な施設となることを期待しまして、今後、計画に沿った順調な進捗を図ることを望んでおります。

災害協定については、お答えをいただいた上で、私の質問を閉じたいと思います。

どうもありがとうございました。

○事務局長（宮崎 毅） 議長。

○議長（石田昭夫議員） 事務局長。

○事務局長（宮崎 毅） それでは、災害時の広域支援ということでございます。

これは、焼津・藤枝両市それぞれが市の地域防災計画、これに基づきまして、県知事あるいはほかの市町村長に対して応援を要請するという旨の措置を定めているところであります。焼津市につきましては、災害時におけます遺体の収納・安置、並びにこれら必要な資機材あるいは葬儀式場等の提供等に関する協定を、これは、全日本冠婚葬祭互助協会という一般社団法人などと締結をしているということであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石田昭夫議員） それでは、時間も迫っていますが、5分間休憩をさせていただきます。

11時25分、再開いたします。

午前11時20分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（石田昭夫議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） 議長。

○議長（石田昭夫議員） 石井議員。

（登壇）

○2番（石井通春議員） 日本共産党の石井通春でございます。私は、事業系の一般廃棄物の今後の取り扱いについて、1つの標題でお伺いいたします。

志広組におきましては最大の課題と言っても過言ではないのが新清掃工場の建設でございますが、それに当たりまして、今後の処理方式とともに、どのような焼却規模の炉を建設していくかということが求められます。

言うまでもなく、ごみ減量が進めば、それだけ建設費も処理費も安くなるわけですし、規模を決定するこれからの数年間の努力が将来にわたって多大な影響を及ぼすと。この数年間の決定が大事かなというふうに思います。

可燃ごみの資源化について、家庭系ごみに限って言いますと、両市においてそれぞれの取り組みがなされておりますが、事業者から出ます事業系のごみについては、ほとんどが事業者任せの状態でございます。ですが、可燃ごみのうち、家庭系ごみは4分の3、残りの4分の1は事業系のごみが占めているわけございまして、この事業系一般廃棄物を組合として今後どう取り扱っていくか。減らしていく取り組みを真剣に検討していく必要があるというふうに考えます。

そこで、現在、事業系のごみについては、1回の持ち込みで50kg以下であれば無料で両市の清掃工場でこれを受け付けておりますけれども、今後、この方針を維持していくかどうか、お伺いいたします。

次に、現在の有料化の基準、これは、50kg以下は無料、それを超えれば有料ということですが、この50kg以下を今後40kg以下、30kg以下と有料化の基準を広げていく場合、それに伴って不法投棄といったものも増えてくるということが考えられますが、その対策をどのようにとられるか。また、現在は50kg以下の事業系ごみを無料で受けている。この枠でしかごみを処理することができない事業者はどのような業種が挙げられるでしょうか、お伺いいたします。

次に、事業系一般廃棄物、このごみの中にも生ごみが多数含まれております。藤枝市におきましては、家庭系の生ごみについては、全世帯を目標にいたしまして、燃やさずに資源化する取り組みが既に軌道に乗っております。この10月から始められました、これまでバケツによる収集から、各家庭にこの専用の袋を事前に配布するこの方法によって一層の処理費用の削減が図られようとしております。家庭系のごみに限って言えば、燃やすごみの6割は生ごみが占めております。事業系のごみにおきましても、スーパーですとかコンビニといったところから大量に生ごみが搬入されている状況だと思っておりますが、その6割という生ごみの状況を家庭系に限って見ますと、事業系のごみにおいても、かなりの部分が生ごみが占めているというふうに思います。それを現在はただ受け入れているだけという状況ですが、この状況でいいのかと。藤枝市型のこの家庭系廃棄物同様の資源化の取り組みをこの事業系のごみに対しても行っていくべきだと思っておりますが、それについての御意見をお伺いいたします。

最後に、今年8月に組合議員の皆様と視察に行きました三鷹市・調布市のふじみ衛生組合、このごみ施設では、清掃工場に隣接いたしましたリサイクルセンターが設置されておりました。1カ所で多種、そして、多くのごみが一度で処分できる仕組みというものは、利用者にとってもとても便利なものであります。本組合におけます新しい新清掃工場においても、この併設のリサイクルセンターの設置、完成までは藤枝・焼津の各清掃工場ということになると思いますけれども、そのリサイクルセンターの設置を検討すべきではないかと考えますけれども、以上4点についてお伺いいたします。

○管理者（中野弘道） 議長。

○議長（石田昭夫議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（中野弘道） 石井議員にお答えさせていただきます。

標題の事業系一般廃棄物の今後の取り扱いについてでございますが、家庭・事業系を問わず、ごみ減量対策については、2市において積極的に展開していただいているところでございます。組合では2市及び組合の担当者によりましてごみ減量推進会議を主催し、会議では毎月のごみ排出量、減量化の取り組み状況を把握し、2市と連携して今後の具体的施策の推進について検討しているところでございます。

その中で、事業系燃やすごみの減量対策といたしましては、高柳清掃工場に持ち込まれる搬入物の検査体制の一層の強化、一般廃棄物の収集運搬許可業者に対する正しい分別収集についての説明会の開催や事業者に対する資源化ルートについての情報提供などを行い、継続してごみ減量施策の実施に努めているところでございます。

1点目、50kg以下は無料の方針についてでございますが、高柳清掃工場に持ち込まれるごみの重量の6%が50kg以下で、そのうち事業系と見られるものが約60%となっております。このような現状を踏まえ、ごみ処理手数料の無料化枠については、ごみ減量の啓発、排出者の社会的コスト負担や排出者の責任の観点から、2市及び組合の担当者によるごみ減量推進会議において検討をしております。

次に、2点目の御質問でございますが、無料枠の見直しについては、具体的対策も含めて、現時点では検討段階にございます。

次に、3点目の事業系一般廃棄物にも含まれる生ごみも藤枝市の資源化と同様な取り組みを行うべきではないかについてですが、生ごみの処理については大きな課題の1つであると認識をしているところでございます。事業系の生ごみについては、排出者に適

正に処理する責任があることから、自助努力を促すよう、啓発活動とともに処理ルート  
の確保を2市と連携して検討してまいります。

次に、4点目の清掃工場に隣接したリサイクルセンターの設置についてですが、仮称  
クリーンセンターの計画においては、高柳・一色の各清掃工場とリサイクルセンターの  
3施設を統合した施設とすることとしております。現施設での対応については、資源ご  
みについては、2市におけるエコステーション及びミニステーション、スーパーマーケ  
ットやホームセンター、一般廃棄物収集運搬業者での回収等、処理ルートが多様化して  
いること、また、施設のスペース確保、人件費、施設整備費等の課題もあり、現施設へ  
の整備は困難であると考えております。

いずれにしましても、事業系ごみの排出削減については、2市と連携して取り組んで  
まいります。

以上、石井議員への御答弁とさせていただきます。

○2番（石井通春議員） 議長。

○議長（石田昭夫議員） 石井議員。

○2番（石井通春議員） まず、これからの無料枠のあり方については、検討している  
という段階という御答弁でございました。私は、有料化は全てだめだという立場ではござ  
いませんで、例えば、今の50kg以下の無料枠を使って、分別もしないで高柳にどどん  
持ってくるような、捨ててというか、そこに持って行ってしまえば便利ですから、そう  
いうようなことがあるのであれば、ごみ減量の立場から、一定の規制は、これは必要だ  
というふうに考えております。

ただ、一方で、この無料枠でしかどうしても処理ができないような業者、私もきっち  
り把握はしていませんが、例えば小さな魚屋さんとか、そういう個人事業主といったと  
ころが考えられるというふうに思うのですけれども、そうした無料枠でしかそのごみの  
処理ができない業者はどういうところかという、こういう通告だったわけなんです  
が、これに対してはお答えがなかったわけです。そういう事業者の把握はできているか  
かといったことを知りたいわけでもございまして、実際は、これはなかなかそこまで。  
私も高柳で1回見ましたけれども、ひっきりなしに来ますので、そこで一々ごみの中身ま  
で確認して、「あなた家庭系、事業系」と、そこまで把握することは、今の段階では難  
しいという状況にとどまっていると思っておりますが、仮に有料化の枠を今後広げていく  
場合は、一概に、例えば30kg、20kg、そうやってすぱっとやるのではなくて、そう  
いう捨て

る人の状況の実態を確認して、実態を把握して、そして、その利用者の方々の周知・同意を求めた上で、そういったところを有料化の枠を広げるべきだと。仮に進める場合、そういう手順を含めるべきだというふうに思っているわけでございます。その点について、お答えをいただきたいと思います。

それから、生ごみの処理の問題についてでございますけれども、これは、家庭系、事業系問わず、生ごみ処理は課題として認識しているということでございました。それから、壇上でも申し上げましたけれども、燃やすごみの4分の1が事業系のごみであって、およそ6割が生ごみだとすると、大変な生ごみを燃やしてしまっているという状況が現状ではないかなというふうに思います。藤枝市では、この家庭系の生ごみの資源化ルートというものが確立されているわけでございますけれども、組合として、この事業系の生ごみについて、ただ受け入れている状況といったものでとどまるべきではないと。何か私、もったいないような気がするんですよ。せつかくこういうルートが家庭系に限ってはあるわけですので。もちろん答弁にありました処理ルートの確保というものが一番の肝要だというふうに思いますけれども、2市と連携して検討する立場にとどまらず、組合として、ただ受け入れている状況の現状は、これはやはり前向きな改善をさせていくといったところが必要な姿勢かなというふうに思いますので、この点についてもお答えをいただきたいと思います。

それから、最後のリサイクルセンターの設置の件につきましては、現在の工場では難しいですが、新清掃工場においては、リサイクルセンターと、いわゆるエコステーションですか、焼津におきましてはリサイクルステーションですが、それを統合した形になるという御答弁がございました。一般廃棄物の処理基本計画、この中に将来像がごみの業務とともに書かれているわけでございますけれども、これを見ますと、新清掃工場におきます取り扱いのこの資源ごみの対象は、アルミ、蛍光灯、陶器、ガラス、その他の瓶、乾電池、その他のごみというふうにされておりますけれども、これを最低でも、ほかにもいろいろ考えられると思うんですね。缶とかプラ類、あと、布団とかの粗大ごみとか、ペットボトルとか、廃油ですとか。こうしたところの対象まで広げていって、一度でやはりそこで捨てていけるというのが一番利用者にとっては便利ですので、それを新清掃工場の併設の形のリサイクルセンター、現計画にとどまるのではなくて、そこまで広げる内容の充実を今からでもこれは図っていく必要があるというふうに思いますけれども、この3点について、ではお願いします。



○事務局長（宮崎 毅） 議長。

○議長（石田昭夫議員） 事務局長。

○事務局長（宮崎 毅） それでは、最初に無料枠のみの利用者ということでございますが、業種別のデータがございませんので特定ができませんが、小規模の事業者等は考えられます。しかし、ごみ減量、それから、排出者責任に関しましては、業種、規模を問わずに協力のほう、要請をするものでございます。仮の話なんですけど、仮に見直しをすることになった場合でも、議会の承認をいただきまして、周知期間を十分に設けて慎重に行うということは言うまでもありません。もちろん現在は2市と協議中の段階でございますので、実態調査を把握した上で、これは慎重に検討をしております。

それから、事業系の生ごみの資源化というお話でございます。

これにつきましては、2市組合でつくりました一般廃棄物処理基本計画、この中で、生ごみの資源化推進ということで位置づけられている項目がございまして、事業者におけるごみ減量意識の高揚の啓発、これはもちろんでございますけれども、事業用の生ごみ処理機の導入の推進あるいは助成、それから、食品リサイクル法の普及・啓発、資源化業者の誘致・育成、あるいは堆肥化ルートの確保、これらが処理基本計画の中で位置づけられているところでございますので、これにつきましては、また施策につきまして研究をしていきたいと考えております。

資源ごみのワンストップ化ということでお話がございました。現在、資源ごみにつきましては、いろいろなルートで資源化が図られておりまして、順調に機能しているものと考えております。新清掃工場が稼働しましても、現在の体系を基本として考えておりますが、3つの施設を統合するという事は、まさに処理の効率化、それから、利用者にとっても利便性のよいものをつくるということを主眼に置いてありますので、1回で、行って全てをなるべく多く廃棄できるワンストップ化につきましては、こういうことも含めまして、利用者にとって排出しやすい体制というものを検討していきたいと考えております。

○2番（石井通春議員） 議長。

○議長（石田昭夫議員） 石井議員。

○2番（石井通春議員） 有料化の枠を広げる場合、仮にする場合は、議会の承認、そして、周知期間を十分に設けて、業種は現在把握できていない、現在は本当言うと知りたいんですけども、把握して、その形で前段階を踏むということですね。その上で手続

を踏んでやっていくということで、答弁いただきまして確認できたというふうに思いますので、そのようにしていただければと思います。

次の生ごみの問題については、現在の一般廃棄物処理基本計画の中で記されておりますことのほかに、行政としてやれるべきこと、事業者に任せるではなくて、行政として処理機の導入促進ですとか補助制度、それから資源化業者の誘致、これは行政でなければできないということですよ、事業者任せではできないことですので、こうした行政のやるべきことをさまざまな施策の中で研究していくということですね、それが大事だというふうに私は思います。

やはり私は、このごみの減量については基本的に2市が主体となることだと思いますけれども、組合としても、こういうごみの減量をするという政策理念というものをまず持たないと、こうしたいろいろな各具体的な施策というものが出てこないというふうに思っております。2市が基本的にやるというスタンスにとどまるのではなくて、組合がそういうことをやれば、当然2市からの分担金が増えますけれども、ごみが減れば、それだけ組合の最終処分に係る経費が減るわけですので、ごみ減量は決して他人事ではない話だと思うんですよ。特に事業系については、組合がやらなければ、両市にまたがる話ですので、ごみ減量については難しい話だというふうに思います。直接にかかわるのは組合が主だというふうに思っておりますので、だからこそ、ごみ減量も組合が行うべきだという政策をまず持つべきだと。各種施策をやるという個別のことは出てきましたけれども、基本的な理念をまず持つべきだと。今、畳をやっていますよね。これは組合が堆肥をやっています。こうしたことも、やはり政策を持てば出てくることだと思いますので、ここの考え方について確認をしたいと思います。

最後の、今、ワンストップ化、いわゆるリサイクルセンターの内容の充実についても、利便性の向上が一番だとおっしゃいました。私も確かにそのとおりですね、これは。私がよく引き合いに出すのが愛知県の日進市のリサイクルセンターでして、ここは燃えないごみだけではなくて、燃えるごみも全て受け入れていて、そして、1カ所で捨てられるものですから、しかも週6回やっているわけです。休みは週1回。非常に利便性があるので、ただひっきりなしに市民が来るわけですよ。利便性を広げれば、それだけ市民は利用しやすくなりますので、ワンストップ化の充実については、利用しやすい体制について検討していきたいというお考えでございますので、ぜひそこは処理するものの項目を増やす、それから、処理できる時間帯も含めて、広く受け入れるということで進

めていただければというふうに思いますので、こちらについては答弁は結構ですが、先ほどの理念についてだけ確認をさせていただきたいと思います。

○事務局長（宮崎 毅） 議長。

○議長（石田昭夫議員） 事務局長。

○事務局長（宮崎 毅） 政策あつての計画ということでありました。まさに両市のみならず、組合としましても、一当事者として、このことに積極的に取り組んでいくという、この理念を持ちまして政策の展開を今後図ってまいりたいと思っております。

○議長（石田昭夫議員） 次に、11番 松本修藏議員。

○11番（松本修藏議員） 議長。

○議長（石田昭夫議員） 松本議員。

（登壇）

○11番（松本修藏議員） それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

私は、さきの3月定例議会におきまして消防職員の数について質問をいたしました。その際、今後の志太消防本部の組織、人員配置及び職員定数などの消防体制のあり方の具体的な取り組みについては、来年度、両市の人事、企画部門及び志広組の総務課と消防本部で構成する検討会を立ち上げ、定員適正化計画などの長期的な計画を立てると御答弁がありました。平成26年度も半期を過ぎ、定員適正化計画の進捗状況についてを伺います。

初めに、適正化計画の中で、定数260名について、どのような議論がされているのかを伺います。

平成25年度の主要施策概要報告書によりますと、職員数は247人であると報告されております。しかし、常時勤務している人数は、それは下回っていると考えられます。それらを補足するためには、一時的に定数260名をオーバーすることが考えられます。このような時点を考慮して定数の議論がなされているのかを伺います。

次に、消防署・分署、いわゆる現場の検証とその結果について伺います。

さきに申しましたように、人員配置数は満たされていても、実質の人数が満たされていないのではないかと検証結果はどうなっているのか伺いたいと思います。

最後に、定員適正化計画の最終報告はいつごろになるのか、また、その計画はどれくらいの年度を区切りとして計画しているのかを伺い、一般質問といたします。

○管理者（中野弘道） 議長。

○議長（石田昭夫議員） 管理者。

（登 壇）

○管理者（中野弘道） 松本議員にお答えさせていただきます。

標題1の定員適正化計画の進捗状況についての1点目の適正化計画の中で定数260名について、どのような議論をしたかについてでございますが、初めに、将来の志太消防本部の組織、人員配置及び職員定数等、消防体制のあり方を策定する定員適正化計画につきましては、広域住民の安心・安全のための効果的な消防施策を推進すべく、業務、組織、人員を一体とした志太消防本部消防力強化計画として、現在、策定作業を進めているところでございます。

この強化計画は、広域化後のこれまでの施策の検証結果とともに、消防を取り巻く都市環境の変化を見る中で、さらに磐石な消防体制となるよう構築したものでございます。強化計画策定に当たりまして、消防職員の定数260人につきましては、今後の救急需要の増加等に対応するためとの考え方に基づくものでございます。一方、実人員につきましては、退職者の多い年度の翌年度の現場活動体制の確保を考慮した場合、今後の退職者の推移を見る中で採用数の検討の必要があるものと考えます。

次に、2点目の消防署・分署、いわゆる現場の検証とその結果についてでございますが、強化計画の策定に当たっては、広域化後の施策を検証し、救急業務への需要の増加や大規模地震、頻発する風水害等の自然災害への対応など、消防体制をさらに強化していくための検討を部署ごとに行い、職員の意見を所属長が集約をしました。その上で、これらを2市の企画、人事、危機管理及び志広組事務局で構成する策定委員会において十分精査して統一した考えを示し、消防本部全体の計画案としてまとめ、策定をしております。

強化計画の具体的内容につきましては、策定後正規にお示いたしますが、機能的かつ効率的な消防組織への再編と、2市で想定される災害に迅速・的確に対応する体制の構築を図るとともに、実人員については若干増員する計画内容となっております。

次に、3点目の最終報告の時期と計画年度の区切りについてでございますが、現在、強化計画を策定中であり、次回の議会の時期に報告する予定でございます。また、計画年度につきましては、平成27年度から平成31年度の5年間の計画として本案を策定しております。

以上、松本議員への御答弁とさせていただきます。

○11番（松本修藏議員） 議長。

○議長（石田昭夫議員） 松本議員。

○11番（松本修藏議員） 食事の時間に入りますので、端的に再質問をさせていただきます。

今、市長から御答弁いただきました。定数が260人は、今後の救急需要の増加に対応するためとの答弁もありましたし、また、実数については、今後の退職者の推移を見る中で採用数の検討が必要であるというお答えもいただきました。

そういう中で、実は、私、先ほども申し上げましたけれども、3月の定例会で質問した内容がダブるところが非常に多いのですが、もう一度、お答えをお願いします。

主要施策という、この報告書というのをいただきました。そういう中の資料と、それから、私の調べた資料をあわせて、ちょっと今、人数をお話ししたいと思いますが、間違っているところがあったら御指摘をいただきたいと思います。

平成25年度の新規採用職員数は14人だと、そういうようにおっしゃいました。それから、25年度の出向交流人数が、市が2人、県が2人、学校が1人で、4人だと。それから、25年度の研修出席者数は、延べ105人ぐらいを予定していると。25年度の長期有休休暇の人も二、三人いるよというようなお話をいただきました。ただ、この1から4番まで、今、申し上げました人数ですが、これが、いわゆる現場に働いている人の数が、実際の数と、それから、定員というのですか、その数とのギャップがあるというふうに私は思うんですよ。というのは、端的に1つの例を言いますと、14人、新卒の吏員を採用したと。半年は学校に行ってこなくてはいけない。あと半年はまた交代するわけですが、平均すると7人は1年間、在職していない、そういう計算になります。あと、交流の人員だとか研修へ出かけている方、これらを総合的に私が判断するに、1年間、実際には247人在席していたということが書いてありますけれども、11人から12人ぐらいが数の上ではあるんだけど、勤務実態がないというように判断をされるわけですね。たまたま今年度14人、大勢の人が不足して新卒の人が入ったというように考えられますけれども、これは毎年の繰り返しです。退職する人に補充する。その人は必ず補充しないと、今言っている250人の体制はできない。そうすると、その採用した半分の間は1年間いないというのが繰り返し、繰り返し、毎年あるわけですね。

たまたま今年の例をとりますと、14人の新卒で、先ほど言いましたように、11人から12人が新卒も入れて1年間いないとなると、実際には実員では262人ぐらい必要なんで

すよ。ですから、260人にすることはないけれども、この定数を260人以上にしておかないと、定数条例の変更というのを何回もやらなくてははいけない。だから、270人とか280人ぐらいにしたらどうですかというのを、これは合併するときには私は焼津のほうでも言いました。でも、260人にする必要はないんですよ。ないけれども、定数条例を毎年変えなくてはいけなくなってくる関係があるので、その点は変えたらどうですかということはこの間も言いました。しかし、どうもその議論はなされていないように感じるわけですね。

ですから、今申し上げましたように、実体のない人数を数えていて、今年は247人ですね。去年の答弁では、250人のところ、現在の人員は249人ですという答弁でした。もう2人足りなくなってしまうんですね。この主要施策だと247人と書いてある。ですから、私は、その分だけを前倒しにして、5年間で計画を練るんだったら、5年間に何人退職するのだと。今年のような14人の多くなるようなときがあれば、前倒しでやっていかないと、この定数を変えない限りは人員を増やすことはできないわけですよ。ですから、その点を議論されていないというのは、ちょっと私は疑問に思うわけです。

それで、5年間でやるとしても、毎年、あるいは自己都合でやめる方、病気でやめる方、そういう方もいるものですから、長期的には5年間でやるにしても、毎年の検証は必要だと思います。その点をどのように考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

また、今、定年の延長ということで言われています。消防署の職員も多分、そういうようなところに入ってきていると思うのですが、ただ問題は、定年を延長した場合に、その延長した方がどの場所で勤務するのかによっては、それでは現場の第一線へ定年延長した方が行けるかというのは、これは難しいと思うんですよ。そうすると、やはり管理職になる。管理職体制になるといって、管理職がみんな年配の人で、若い人の経験者が少なくなっていくと。そういうおそれもあるのですが、こんなところも今後の見通しを立てた中での検討会をやっているのか、その点をお聞きしたいと思います。

○消防長（鳥居良貴） 議長。

○議長（石田昭夫議員） 消防長。

○消防長（鳥居良貴） たしか松本議員の247名という人数でございますけれども、実は、実質的には249名です。2名については、給与の支払い先がそれぞれの派遣している藤枝市、焼津市からお支払いしている職員が1人ずついるものですから、実質的には249

名が実人員数ということで捉えておりますので、よろしく申し上げます。

松本議員が御提案の常時250名体制維持。これは、いろいろ業務をやる上では当然そういうものも必要だと思います。今年については14名が入ってきたということ。それで、半年間、これは、消防学校については、今年は14人いたものですから、後期と前期に分けて、前期に10人、後期に4人。今、10月からは4人は行っているんですけども。当然、その間は署とか分署については2名、あるいは1名の欠という格好で運用しています。それから、それ以外でも、救急救命士、救助とか、救急とか、それぞれの消防学校の専科がございます。それから、国の消防庁が主催しています国の消防学校についても、人数は少ないのですけれども、年に1人か2人は必ず行かせてスキルアップをするようにしていますので、当然、議員おっしゃるような格好で、常時、今の現状ですと250名は確かにいない状況ではあるのですけれども、ただ、現場の中の工夫の中でやり繰りをさせた中で、今現状としては特に大きな支障もなく運用をしております。

議員おっしゃいました前倒し作業については、これは、当然議論の俎上に上っております。というのは、平準化というふうなことも含めて、常時250名はなかなか厳しい面があるのですけれども、その辺の差をどう埋めるかというのは非常に難しい問題があります。ただ、今年の25年が一番退職者が多かったんです、16名。それ以降、今年度、来年度以降については、もう団塊の世代からの次の世代が終わりましたので、退職者の人数も、もう1桁の中盤くらいでおさまりますので、その辺の退職者についてはある程度目安はつくのですけれども、ただ、議員おっしゃる、いわゆる途中退職も確かに年1人か2人はいらっしゃいますので、その分を含めて、総合的に勘案した中で今、策定委員会の中で議論はさせてもらってはいます。その中で現実的には、今の現状の消防の業務の署と、それから分署、管理部門を含めた中で運用については、先ほどもお話ししたのですけれども、今のところは、いろいろな訓練も含めて支障なくやれているのは事実なんですけれども、その辺も含めて、今、どんな方法がいいのかという格好で議論をしています。

実は今、計画はまた正規なお示しは12月の議会の中でさせていただきますけれども、救急業務についてはやはり非常に厳しい面があるものですから、その辺を含めた中の対応という格好で、若干名人員を増員する予定でおります。28年度以降の計画については、今のところは退職者補充という格好でやらせていただいている計画ですけれども、これについても、環境の変化とか、あるいは職員のいろいろな活動状況等によって変化して

きますので、計画については毎年度見直しをするということで、今、計画書の中にしっかり明記してやるような格好で予定をしております。議員おっしゃるように、確かに非常に厳しい面ではあるんですけども、それを踏まえた中での今、議論をしています。いろいろな部署あるいは現場と管理部門からのいろいろな若い職員からの意見も私も直接聞いておりますので、そういうものを踏まえて、今、策定委員会の中で協議した中で最終段階に今来て、策定の準備をしているのですけれども、260名のその条例定数については、現在はちょっと議論のほうは、先ほど言ったように、してはいないんですけども、今の退職者等の推移を見ますと、260名を超えるというのは今のところ、ここ5年くらいはないと考えられますので、260名については、まだ広域後間もない状況での定数ですので、今のところ、変更する議論にはなっておりません。

それから、2点目のその再任用の関係について。

確かにこれは、消防職員については、私たちのような一般職の職員と比較して、再任用の関係については、年金が実は5年間の特例措置がございまして、消防職員、いわゆる現場の職員、主幹以下の職員については、もう年金が通常の場合と違って、すぐ出る制度になっている5年間の時限立法がありまして、ですから、現場の職員については、ある程度、年金等の確保ができるという格好での担保はあるんですけども、それ以外の課長職以上については、当然、再任用の対象になってきております。これについて、現場をやらせて市民の方の御迷惑になってはまずい、それから、本人のためにも、もう60歳を過ぎますと体が思った以上になかなか動かないものですから、いわゆる救助とか救急とか消防ですね、これらにはつかせることができないものですから、予防の関係とか総務関係の、いわゆる補佐的な業務ですね。例えば、救急講習の受け付け及び市民からの受け付けをして、それで段取りを組んで救命士のほうに移管するとか、そういうふうなものも考えられますし、それから、防火指導についても、事業所を回った中での段取りを組むとかという格好での管理部門の幾つかの仕事がございまして、そういうものを含めた中で、本人と話をした中で、これから検討をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○11番（松本修藏議員） 議長。

○議長（石田昭夫議員） 松本議員。

○11番（松本修藏議員） ありがとうございました。



今、消防長、そんなに支障なくやっていますよと言いましたけれども、私は現場へ行って聞いたわけではないのですが、数からいえば、11人が、しかも現場の人間が11人足りないわけですよ、管理をしているほうではなくて。ということは、講習に行く人、それから、やはり消防吏員として、その資格を持った人がないと、この消防職員はできないものですから、そういう人が講習に行ったり、それから派遣されたり、今言った新卒の勉強に行ったりするわけですよ。ですから、足りていないということは、その人数だけで定数もそれに決めればいいじゃないですかという議論になってしまうんですよ。

だから、実際に現場でどういうことをやっているのか。しかも、これを見ますと、救急支援に消防隊のほうで749回も出ているということではないですか。だから、そういう面でも、人を増やせと言っているのではないのです。必要に増やせではないのだけれども、去年の答弁は、最終的に消防署では57人、分署で24人を理想として計算しているよという中で、今、56人と23人でしょう。それに平均して、私の試算でいくと11人から12人の人がいないんですよ。だから、非常にやり繰りは大変なやり繰りをしていると思うんですよ。そういう面でも、今後、十分議論を重ねて、不足のないように、常に250人体制でなくてはできないよというのが実数の人間じゃないですか、数が。それが今、足りなくなってしまうわけですよ。だから、その点を十分適正化計画の中で議論をしていただきたいなど、そんなふうをお願いをして、質問を終わります。

○議長（石田昭夫議員） 以上で通告による一般質問は全て終わりました。これで一般質問を終わります。

日程第2、認第1号、平成25年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてから第13号議案、平成26年度救助工作車Ⅲ型購入契約の締結についてまでの3議案を一括して議題といたします。

ただいま上程中の3議案に対する質疑に入るのでありますが、質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

なお、この休憩の間に、ただいま上程中の3議案に対して討論のある議員は議長まで通告願います。

午後0時10分 休憩

午後0時12分 再開

○議長（石田昭夫議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま上程中の3議案に対する討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、反対討論を行います。14番 片野伸男議員。

○14番（片野伸男議員） 議長。

○議長（石田昭夫議員） 片野議員。

（登壇）

○14番（片野伸男議員） 通告に基づいて、反対討論を行います。

まず、認第11号、平成25年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定の反対討論を行います。

歳出の中で、3款衛生費中、2項清掃費中、1目清掃総務費中、廃棄物処理施設計画費の中の（1）に、廃棄物処理施設設計計画費の813万449円が入っています。この支出は、当志太広域事務組合で仮宿に建設計画中的ごみ焼却施設の経費であります。先般、当事務組合で東京都調布市のクリーンプラザふじみの大変進んだごみ焼却施設を見学させていただきました。その施設は、大気汚染防止とか万全な機能を持ち、さらにごみ焼却時に出る余熱利用で発電して、その電力を売電しているとのことで、理想的な施設であるとのことでは私も皆様方と同じ考えですが、私が焼津市民として見るときに、皆様方から、大変セクト的な考えであるとひんしゅくを買うと思いますが、焼津市民は漁業の町として生きてきましたし、今後も水産業の町として国民の食生活中の動物性たんぱく質の供給基地としての自負を持っていかなければならないと考えています。

そうした水産・漁業の町の市民として、多くの市民は焼津市全域の中で海岸沿いに居住しております。また、水産加工施設も同様に海岸沿いにあります。私が水産関係者の声として聞きますと、「地震・津波はいつか来るものは来る。いかにして津波被害の再建をするかということだ」と言います。「災害復興が長引くほどに、一度逃げた客は帰ってこない」と強調しています。

地震・津波となるとまず考えるのは、南海トラフ巨大地震による津波です。この地震・津波は、さきの東日本大震災と違いまして、東日本大震災被害地は東海地方と比べても人口も少ない地域ですが、東海地方沿岸は静岡市、浜松市、愛知県の大工業都市及び近畿地方もあります。焼津市が津波被害で甚大な被害が出たとしても、応急的な地

震・津波被害時の災害復興用仮設のごみ焼却施設が来る可能性は、災害が大きければ大きいほどに大都市優先ですので、焼津市は後回し。焼津市民はそのこともいつも頭に入れて住まなければならないという宿命的な面もあります。

そのようなことを考えると、災害復興には市内の至近距離にごみ焼却施設が必要になります。焼津市民から見ると、遠く離れた仮宿地区にまでごみを搬入することは、災害復興時の混乱状態が予想される中で、とても私は市民に説明が付きません。

また、平常時についても、今後、高柳清掃工場がだめならいたし方ありませんが、2倍も遠く離れた仮宿地区までごみ搬入となると、運搬自動車も2倍の台数と2倍の人件費、及び国政による円高の中での自動車燃料の2倍の経費負担、それに伴う環境汚染等を総合的に考えますと、どうしても長期的に見て、東京都調布市のような大型な施設でなくても、もう少しコンパクトでもよいのですから、藤枝市に1つ、焼津市にも津波対策を備えた最新式のごみ焼却施設が、焼津市の側から見て、そのような施設をつくるべきだと私は考え、当議案には賛成でき得る状態になっていません。特に一色清掃工場がなくなるということも含めて、利便性の点で反対をいたします。

○議長（石田昭夫議員） 次に、賛成討論を行います。10番 岡村好男議員。

○10番（岡村好男議員） 議長。

○議長（石田昭夫議員） 岡村議員。

（登壇）

○10番（岡村好男議員） 私は、ただいま上程されております3議案全議案に賛成する立場から、特に通告いたしました認第1号、平成25年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、賛成討論を行います。

平成25年度の一般会計における歳入については、構成市からの分担金が主な財源であることを踏まえ、ごみ処理手数料や物品売払収入といった自主財源の安定した確保に取り組まれているとともに、消防救急デジタル無線や消防車両等の整備に国庫補助金や交付金など、特定財源を精力的に確保し、一般財源の支出の削減に努めたことは、評価できるものであります。

歳出につきましては、組合の主たる業務である住民生活に密接したごみ処理やし尿処理の生活環境施設の運転管理において、安全で安定した稼働に努めております。

このような中、ごみ処理及びし尿処理施設における運転管理業務については、指名競争入札による長期継続契約を行うとともに、施設の定期整備工事において、第三者機関

による見積もり審査を実施するなど、契約事務の透明性や経費節減に取り組まれていることがうかがわれます。

また、クリーンセンターの整備については、環境影響評価の第一段階である方法書作成に着手し、地元関係者への説明会を経て、整えられた方法書の完成版となる調査実施計画が静岡県に提出されたところです。施設整備の実現に向け、さらに取り組んでいることを評価するとともに、より一層の事業進捗を期待するところであります。

また、新斎場整備については、建設工事がいよいよ開始されることとなり、整備に向け大きな一歩が踏み出されたところであります。

さらに、志太消防本部においては、広域化初年度の目に見えない御苦勞があったものと推察いたしますけれども、両市の境付近で発生した災害や事故での現場到着時間が短縮され、また、あわせて整備した高機能通信指令システムにより、迅速かつ的確な119番対応が可能となるなど広域化の効果があらわれており、評価できるものであります。

組合では圏域住民にとって欠くことのできない多くの事業を実施しております。こうした事業経費の根幹は構成市からの分担金による収入であります。このため、常に経費節減に心がけ、厳しい財政状況を踏まえ、なお一層効果的・効率的な事業執行を要望し、本案に賛成するものであります。

以上、通告いたしました議案につきまして賛成討論をいたしました。議員各位の御賛同をいただき、上程されております3議案全議案に対しまして賛成のお願いを申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

○議長（石田昭夫議員） 以上で通告による討論は終わりました。これで討論を終わります。

これより順次採決いたします。

まず、認第1号をお諮りします。認第1号を認定することに賛成の議員の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石田昭夫議員） 起立多数であります。

したがって、認第1号は認定することに決定いたしました。

次に、認第2号をお諮りします。認第2号を認定することに賛成の議員の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石田昭夫議員） 起立総員であります。

したがって、認第2号は認定することに決定いたしました。

次に、第13号議案をお諮りします。本案はこれを可決することに賛成の議員の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石田昭夫議員） 起立総員であります。

したがって、第13議案は可決することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで会議を閉じ、平成26年10月志太広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

皆様、御苦労さまでした。

午後0時23分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 石 田 昭 夫

会議録署名議員 杉 山 猛 志

会議録署名議員 天 野 正 孝

# 付 録





議員 氏名	発 言 要 旨	答弁を求 める者
(9)  天 野 正 孝  議 員	<p>「質問」</p> <p>1. 看護専門学校の現況及び今後の展開について</p> <p>看護師国家試験合格率5年連続100%という実績を評価しながらも、今後の発展性を考え、以下3点についてお尋ねします。</p> <p>(1) 看護師の焼津・藤枝における就職状況を伺います。</p> <p>(2) 認定看護師教育機関等の指定を受けられるような高度医療教育機関や将来の志太広域における看護師幹部を育てる4年制大学への発展を考える時期に来ていると考えるがどうか伺います。</p> <p>(3) 高等教育機関の独立法人化が進む中、今後この施設をどのように発展させていくおつもりか伺います。</p> <p>2. 志太広域消防の今後の在り方について</p> <p>10月議会の冒頭で管理者から発言のあったパワハラの実状と今後の改善策について以下3点についてお尋ねします。</p> <p>(1) 職員から提出されたパワハラに関するアンケート結果をどのようにとらえ職員に対してどのように対処しているか。</p> <p>(2) パワハラを起こらない環境づくりに向けて第三者による協議が必要と思われるがどうか伺います。</p> <p>(3) 志太広域組織になって、公平で活気のある消防体制を新たに築き上げていく時期に当たっての今後の計画・展開を伺います。</p>	管理者 ・ 消防長

議員 氏名	発 言 要 旨	答弁を求 める者
(6)  杉 山 猛 志 議員	<p>「質問」</p> <p>1. 新斎場建設に向けて</p> <p>斎場運営は両市の公共福祉の最たるものとする。これを踏まえて伺う。</p> <p>(1) 今回、リニューアルすることで住民の利便性は更に向上するか伺う。</p> <p>(2) 高齢社会を予測する中、従前と同じく1日3回の斎場使用は住民福祉の公平性からどうとらえるか。</p> <p>(3) 2030年に向けて茶毘・斎場の使用量は今後増えて行くと思う、そして葬儀の形式、内容も時代の流れの中、変化しているがそれに対する対応はどのようなか。</p> <p>(4) 以前には冠水した事もあるし、今回の台風18号では一時中止したが、大災害などもしもの時に対する危機管理について伺う。</p> <p>2. クリーンセンターの建設について伺う</p> <p>(1) 環境アセスメントに入ったと聞いているが、現在の進捗状況を伺う。</p> <p>(2) ごみの減量化を図る中で、現在の想定しているごみの量はどのようなか、また、これまでのごみ減量の変遷についても併せて伺う。</p> <p>(3) 我々が機種選定に立ち入る余地はないが、新聞等を見る限り、再溶融炉設備を使わないで埋め立て処分を行っている一部事務組合があり、現在最終処分場に埋め立てている現状をどうとらえているか。</p> <p>(4) 先般、志広組で行った視察先では、電力の売電でランニングコスト6億円の内、売電収入を3億5千万円計上していたが、すでに他の電力会社は買い上げ電力の見直しや、契約破棄が進んでいる。 クリーンセンターの売電見直しはどのようなか。</p>	管理者

議員 氏名	発 言 要 旨	答弁を求 める者
(2)  石 井 通 春  議 員	<p>「質問」</p> <p>1. 事業系一般廃棄物の今後の取り扱いについて</p> <p>可燃ごみの4分の1を占める事業系一般廃棄物を、組合として今後どう取り扱っていくか。</p> <p>(1) 現在、1回の持ち込みで50k以下であれば無料で受け付けているが、今後この方針を維持していくか。</p> <p>(2) 有料化の基準を広げた場合、それに伴って不法投棄が増えてくることが考えられるが、その対策をどう考えるか。また、現在の事業系無料枠でしかゴミ処理をするしかない事業者などはどのような業種等が挙げられるか。</p> <p>(3) 事業系一般廃棄物にも“生ゴミ”が多数含まれているが、藤枝市型家庭系廃棄物同様の資源化の取り組みを行うべきではないか。</p> <p>(4) 視察で訪れた「ふじみ衛生組合」ゴミ施設でも行われていた清掃工場に隣接したリサイクルセンターの設置は利用者にとっても便利なはずであり、本組合新清掃工場（完成までは藤枝焼津各清掃工場）でも検討すべきではないか。</p>	管理者

